

第五十一回 参議院地方行政委員会 會議録第三十一号

昭和四十一年六月二十五日(土曜日)  
午後一時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岸田 幸雄君  
理事 小林 武治君  
加瀬 完君  
原田 立君

委員

小柳 牧備君  
高橋文五郎君  
津島 文治君  
天坊 裕彦君  
中村喜四郎君  
林田悠紀夫君  
占部 秀男君  
鈴木 壽君  
林 虎雄君  
松澤 兼人君  
松本 賢一君  
市川 房枝君

衆議院議員

代理 地方行政委員長 亀山 孝一君  
代理 地方行政委員長 門司 亮君  
修正案提出者 細谷 治嘉君  
修正案提出者 門司 亮君

政府委員

自治大臣 永山 忠則君  
近畿圈整備本部 次長 上田 稔君  
首都圏整備委員 会事務局長 鮎川 幸雄君

自治政務次官 大西 正男君  
自治省財政局長 柴田 護君  
事務局側 常任委員会専門 員 鈴木 武君

説明員

自治大臣官房参 事官 鎌田 要人君  
自治省財政局公 営企業課長 近藤 隆之君

本日の会議に付した案件

○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
○首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のため、国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岸田幸雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。  
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。衆議院議員亀山孝一君。  
○衆議院議員(亀山孝一君) ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、この法律案を立案した理由を申し上げます。御承知のように、過ぐる第四十六回国会におきまして、風俗営業等取締法の一部改正が行なわれましたが、その際、衆・参両議院におきまして、政府は、風俗営業等に対してさらに有効適切な取

り締まりが可能となるよう現行法体系を根本的に再検討する等、全般的に整備するとともに、風紀上、法律上に問題の多いトルコ風呂、ヌード・スタジオ等の営業の規制についても、現行法令の改正等によりすみやかに抜本的な対策を確立して、その実効を期すべき旨の附帯決議が付けられ、その附帯決議の趣旨に沿い、衆議院地方行政委員会に風俗営業等に関する調査小委員会が設けられ、自

来、今国会に至るまで約二年間にわたり熱心に調査を進めてまいりました結果、去る五月二十四日小委員長報告が行なわれた次第であります。この法律案は、このような経緯を踏まえ、小委員長報告を基礎として立案されたものでありまして、その目的とするところは、善良な風俗を維持するため、トルコ風呂営業について、風俗環境浄化の観点から必要な場所においては営業の場所の制限を行なうこと、トルコ風呂営業業者等がトルコ風呂営業に関して売春、わいせつ、その他風俗犯罪を犯した場合においては営業停止の処分ができること、及びストリップ劇場等の興行場営業についても、これらの興行場営業業者等が公然わいせつの罪等を犯した場合に、営業停止の処分ができるようにすることなどにより、いまや大きな社会問題と化しているこれらの営業に対して必要な規制を加えようとするものであります。

あらためて述べるまでもなく、風俗上、法律上に問題の多いトルコ風呂は、公衆浴場法によって特殊浴場としての許可を受ける営業であります。が、これらのトルコ風呂営業におきましては、浴室の中で客にいかがわしいサービスが行なわれ、または売春が行なわれている等の事例が多いため、世間からは、この種営業に対して、売春防止法の施行によって姿を消した娼家の変形であるなど、きわめて手きびしい批判が行なわれております。

また、トルコ風呂及びミス・トルコの数は、近年の間にウナギ登りに増加し、昭和四十一年五月現在において、トルコ風呂六百七十五軒、ミス・トルコ九千七百七十二名となっておりますばかりでなく、風俗事犯の面から見ても、昨四十年八月から九月にかけての警察庁による一斉取り締まりの結果によれば、当時全国五百四十四カ所のトルコ風呂——この一年間に約百三十一の数が増しておりますトルコ風呂営業のうち、その約四分の一に当たる百三十六カ所において違反行為が認められ、二百五十八名の者が各種法令違反被疑者として検挙されているのであります。そればかりでなく、各地の熾烈なトルコ風呂建設反対運動を見ましても、もはや業者の自粛などで解決できる段階ではないと存するのであります。

同様のことは、ストリップ劇場やヌード・スタジオ等の興行場営業についても言えるのであります。警察庁が昨年八月下旬にこれらの興行場営業について一斉取り締まりを行なったところによれば、ヌード・スタジオについては二百軒のうち、その三四%に当たる六十八軒で違反行為が認められ、公然わいせつ罪などによって百三十一名が検挙され、ストリップ劇場においても、三百十三軒のうち、その二九%に当たる九十軒で違反行為が認められ、公然わいせつ罪などによって三百八十四名の者が検挙されている実情であります。次いで、本案の内容について御説明いたします。

まず、トルコ風呂営業に対する規制から申し上げます。第一に、トルコ風呂営業は、官公庁施設、学校、図書館及び児童福祉施設並びにその他の施設で、善良な風俗を害する行為を防止する必要上、都道府県が条例で定めた施設の周囲二百メートルの区域内では営業を営むことができないこと

また、これらの批判を裏書きするかのよう

また、これらの批判を裏書きするかのよう

また、これらの批判を裏書きするかのよう

また、これらの批判を裏書きするかのよう

また、これらの批判を裏書きするかのよう

としております。

第二に、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため、必要があるときは条例により、地域を定めてトルコ風呂営業を営むことを禁止することができるとしてあります。

第三に、以上に述べましたトルコ風呂営業に対する場所の規制は、これらの規定の施行、または適用の際、現に公衆浴場の許可を受けてトルコ風呂を営んでいる営業者の営業については適用しないこととしてあります。

第四に、都道府県公安委員会は、トルコ風呂営業を営む者、またはその代理人、使用人その他の従業者が、トルコ風呂営業に関して売春、わいせつ、その他の風俗犯罪を犯した場合に、八か月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができるとしてあります。

次に、興行場営業の停止について申し上げます。都道府県公安委員会は、ストリップ劇場、ヌード・スタジオ等の興行場営業を営む者、またはその代理人、使用人その他の従業者がその営業に関して、公然わいせつの罪等を犯した場合に、六か月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができるとしてあります。

以上の措置に伴い、罰則、その他所要の規定を整備するとともに、この法律は昭和四十一年七月一日から施行することとしてあります。

なお、世上これらの営業と同様に、善良な風俗を害するものとして強く批判されております、いわゆる浮世風呂につきましては、その実態が公衆浴場であるものについては、あらためて公衆浴場法の許可を受けさせるように行政指導を行なうなど、現行関係法令の適切な運用と、この法律案により十分対処し得るものとしてあります。

以上がこの法律案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。

この法律案は、衆議院におきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意のもとに成案を得まして、国会法第五十条の二の規定により、地方行政委員会への提出にかかる法律案と

して提案し、全会一致をもって衆議院を通過いたしましたものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岸田幸雄君) 本案審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(岸田幸雄君) 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。別に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認め、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでございますので、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、沢田君から、各派共同提出にかかる附帯決議案が提出されております。

沢田君の御説明を求めます。沢田一精君。

○沢田一精君 私、この際、自由民主党、社会党、公明党並びに第二院クラブを代表いたしまして、本法律案に対し附帯決議案を提出いたしたいと存じます。

ただいまから決議案を朗読いたします。何とぞ御賛同をお願い申し上げます。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に対する附帯決議案  
首都圏及び近畿圏の整備については、これ

が、本来国の重要施策の一環として国家的見地から強力に推進されるべきものであることにかんがみ、政府は、本法施行に際し、特に左の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、首都圏、近畿圏の整備計画等については、早急にこれを策定又は調整するとともに、これが実施について最も効果のある推進態勢を確立すること。

二、首都圏、近畿圏における産業及び人口の集中防止について適切な対策を立てること。

三、本法の規定による財政上の特別措置は、なお、不十分であると認められるので、今後、対象事業の範囲の拡大、国の負担割合の引上げ等につき引き続き検討し、実情に即して改善に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(岸田幸雄君) ただいまの沢田君の提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致でございます。よって、本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、永山自治大臣より発言を求められております。これを許します。永山自治大臣。

○国務大臣(永山忠則君) 御趣旨を尊重して善処いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 審査報告書の作成につきましては、先例によりまして、委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○原田立君 大臣にちょっとお伺いしたいのですが、お忙しいようですが、いいですか。

衆議院地方行政委員会において、審議の最終段階において、自治大臣は各委員の質疑に対し、いろいろと見解を述べておりますけれども、この中には自治省だけでは解決がつかない事項も含まれております。たとえて言えば、料金水準の著しく高い水道事業については、住民の負担能力を勘案して、必要な財政援助措置を講ずるよう努力してまいりたい、こういうような御答弁とか、あるいはまた、高速鉄道の建設費については財政援助措置が必要だから、早急に具体策を検討してまいりたいとか、あるいはこれらの事業に関して国庫負担制度を確立する等、別途財源措置によりコストの切り下げをはかり、住民負担の軽減につとめたいとか、こういうような大臣の発言があったわけでありまして、私も、私は大臣の考えをそれは了としますが、実はこれらの事項は、大蔵省とか運輸省、厚生省、こういうような各省にまたがる事項でありますし、また各省がどのように考えるのかということも問題もありません。いまにわかにかつた問題でもありません。

こういうことについては、毎年の予算折衝の経過を考えましても、御答弁の趣旨が早々に実現するとは思われない。しかし、われわれとしてはぜひ実現してもらわなくてはならない重要問題であります。そこで、お伺いしたいのは、衆議院地方行政委員会における大臣は、自治大臣としての希望の御意見なのか、それとも佐藤内閣の国務大臣の一員として、政府の統一の見解を述べられたものなのか、この点お伺いしたいと思っております。また、大臣の御決意のほどをお伺いしたい。

○国務大臣(永山忠則君) これらの質疑には、関係各省の人も出ておりますし、並びに関係各省へも質問をいたして、十分配慮するという答弁をいたしております。したがって、政府といたしましては、答弁をいたしました方向においてぜひ努力をいたす考えでございます。なお、自治大臣といたしましては、その責任者でございますので、格段の努力をいたして実現をさせたいと考えております。

○原田立君 まあ大体そのようなお話で了解する

としたところでありませうけれども、約束した、提案したことは、やるやるといふようなことでありながら、毎年逐次遷延化していつて、実現化が非常におくれている。そのおくれていることにたいへん私は不満を持つのでありますけれども、じや、衆議院の地方行政委員会が発言したこと等は、いわゆる精神的な発言ではなしに、具体的にいつごろどういふに具体化されていくのか、お考えですか。

○国務大臣(永山忠則君) 本年度予算編成を通じて、予算的処置が非常に多いと考えますので、努力をいたして実現に邁進したいと考えます。

○原田立君 質問を続けますが、公営企業は多くの国民に親しまれ、また生活の必需品みたいなようなそういうふうな企業であり、非常に大事なものであります。もしこれを、企業性を重視した独立採算制を強化しようとするならば、累積赤字も激増している現在、財政的にも困難であろう、このように考えるわけですが、したがって、当面そのはね返りとして料金値上げだなんという面ではね返ってくるのじゃないかという、こう考えるわけですが、しかし、公営企業の本質から言えば、公共性をより重視することが適当ではないか。こういうふうな議論が盛んに新聞、雑誌等にもいろいろ紹介されておりますが、私もそうだと思う。公共性をより重視し、低料金対策によって、安い料金によってそれが使われて、十分に地元住民に恩恵を与えているのですが、この基本線は公営企業においてはどうしても貫くべきではないか、こう思うのですけれども、その点いかがでしょう。

○政府委員(柴田護君) 公営企業の性格といたしましては、お話のように企業としての性格と公共性という二つがあるわけがございます。この二つについての理解のしかたが、いろいろと過去におきましていまだ混乱が起きた一つだと思ひます。そこで、それをはっきりして、能率的、合理的な経営をやっていくことが望ましいということから、今回は負担区分の規定を置きまして、その両

者の調和をはかったわけでございます。したがって、その負担区分の規定によって、一般会計で持つべきもの、言いかえれば租税によって負担することを適当と考えられますもの以外のものにつきましては、やはり原価主義の原則に基づいて、公営企業において継続していくということが本来のあり方であらうと思ひます。しかしながら、たとえば交通がふくそういたしておきます場合に、代替交通機関がでないのかから、電車の経営が困難をしておるといったような場合に、代替交通機関が整備されますまでの間、一部それを一般会計で肩がわりするということが、一般的な理由による繰り入れという問題とは、一般会計におきましては補助金の支出をしてよろしい、こういう規定を置いておきますので、それによって処理されるべきものと考えておるわけでありませう。

要するに、そういう場合に租税をもって支弁をする、あるいは租税をもって援助をするというところが適当かどうかという問題は、租税の使途の問題として、その議会において自主的に判断をされるべきもの、このように考えておるわけでございます。

○原田立君 公営企業の行なうその料金等は、非常に低料金で現在行なわれてきております。低料金で行なわれているということは、これは公共性を十分尊重している、公共性を考えている、そういう面で低料金になっている、そのあらわれだと思ひます。これが独立採算制にすれば、結局はいまもお話したように、料金にはね返ってくる、こういうことは明らかだろと思うんです。要するに値上げ等については、現状においてしょうがないと思ひているのか、それとも値上げは絶対にやめていこうという考えなのか、その点どうですか。

○政府委員(柴田護君) 私どもは、やはり公営企業におきまして負担すべきと考えられるものにつ

きましては、やはり原価をつぐなうに足る料金といたうのが、つまり能率的経営におきまして適正料金ということばで法律はうたっておりますけれども、ということが本筋であらうと思ひます。しかしながら、何もかも料金にかぶしていけないようなことを考えているわけではございません。できるだけ高効率の経営をやつて、コストを引き下げていくべきである、そういう努力をすべきであると思ひます。しかしながら、特殊な政策目的によって、一般会計から租税を繰り入れていくということは、租税の使途の問題として、その議会において判断すべき問題である、こういう態度をとってまいっておりますし、この改正案におきましても、同じような態度を考えておるわけでございます。

○原田立君 ちょっと値上げのところについて、何かまだはつきりしないけれども、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(柴田護君) 企業そのものの料金は、何も高いことが望ましいわけじゃございません。これは低ければ低いほどよろしいと、こういう態度でございますけれども、企業としてのあり方からいいますならば、やはり能率的経営のもとにおける適正化ということが料金の基準である。したがって、やはり先ほど御質問の中にもございまして、受託者負担の原則というものが、公営企業の態様としてあるわけでございますので、やはりそれに基づいて経理というものは考えられるべきものであらう、かように思ひます。

したがって、料金を下げることだけの目的のために、租税を使うか使わぬかということば、企業そのもののだけの立場からいいますならば、企業経営だけの立場からいいますならば問題がある。しかし、それをしても、一般会計の租税の使途という立場から、それを越えた問題として、この議会が判断する場合においては、それはそれで一つのあり方であらう。たとえば特殊の生活保護者等について、特殊な料金を設定するとかと

いったような問題は、そういう形ではなくして、むしろ料金は適正料金にしておいて、一般会計からの繰り入れといったような形で片づけるべきものだらう、こういう考えを持っているわけでございます。

○原田立君 いまのお答えの中には、諸般の情勢によって値上げもやむを得ないというような考え方のように思ひます。けれども、だけれども、先ほども何度も言うように、公営企業は住民の手となり足となり、十分その低料金のために非常な恩恵を受けている。しからば値上げはやめさせるべきだ、そのために、じや一体どうしたらよいのかという問題になると、一般会計からの繰り入れという問題もあるだらうけれども、じや国からの強力な援助措置を財政的にもとるべきだ、こう思ひますけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(柴田護君) その点はお説のとおりだと考えております。したがって、私どももいたしましては、たとえば資本費を、非常に大きく料金の中に占めておられます水道事業等におきましては、従来から何とか資本費というものの割合を下げようというところで、償還期限の延伸でございまして、あるいは水道に對しては低利資金の融通でございまして、なほ十分ではございませんけれども、今後におきましてもそういう方針で努力を続けてまいりたいと思ひます。やはり今日のたてまえから申し上げますならば、企業の経営というものを中心に考えますと、そういう資本費系統のものは、地方債というものの合理的なあり方ということばをまず第一義に考えるべきじゃないか、公共性という名のもとに租税というものをあまり乱用しちゃ、乱用という用語があるけれども、乱用しないうと、租税というものを、十分な検討を加えずに使うということには、やはり企業の利益の問題から問題がありやしないか、やはり努力という立場からいいますならば、企業の能率経営というものをまず中心に考えて、それ

に対する資金的な面におけるコストの引き下げに全力をあげていきたい、そういうふうに考えているわけでございます。

なお、水道料金につきましても、非常に高いところ、合理的な経営をやりましたがコストがかかりまして、料金が高くなるといったようなところにつきましても、何らかの措置をということで努力をいたしたのでございますけれども、このたびの予算の措置では、そこまで手が届かなかったような次第でございます。しかし、この問題につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、将来とも私どもはいたしましては努力を続けてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○原田立君 局長のいまの答弁の中で、十分でないけれども努力しているという、そういうお話がありました。あるいはまた、地方債云々というふうな話もありました。具体的にはどういうことですか。あえて言いたいことは、地方債は借金でしよう、はっきり簡単なことばで言えば、それで地方債で十分手厚い援助をしているからと言ったって、結局地方債でまかなわれるお金は地域住民が支払わなきゃならないのですから、これで国として強力な財政的援助だなどということは通じないと思う。しからば、そのほかの、いまの局長のお話になっていた、十分でないけれども努力しているという、その点は一体どういうことですか。

○政府委員(柴田護君) 企業でございますので、今日の仕組みでは、他人資本に依存をして経営をしている。本来、まあ理屈を言いますならば、一般の企業と同じように、自己資本を充実して、企業の基礎を固めていくというの、あるいは基本的なあり方かもしれません。しかし、企業を、民間会社で言いますならば、社債を発行して、それによって得た資金で物品を生産をして、これの売り上げによって回収し、そして返済をしていく、こういうことが普通とされるわけでございます。そういうことから考えますならば、公営

企業の地方債というのは、いわば社債に類するようなものでございます。社債と考えるといいものだろうと思ふのでございます。ただ、しかし、その社債が非常にコストに影響いたしますのは、やはりその償還年限の問題あるいはまた利率、利子の問題ということが非常に大きく響いてくる。

御承知のように、たとえば百万円の金を借りましても、三十年たてば、三十年償還ということになれば、百万円借りた金を百五、六十万円から百七十万ぐらいにして返さなければならぬ、まあその利払いというものを何とか軽減したい、これが一つ。それからもう一つは、減価償却というものの年限と地方債償還期限というものの不一致、これが期間的に赤字として出てくるわけでございます。これをどうするか、こういう問題があるわけでございます。地方債の分野におきましては、この二つを、できるだけ償還期限も施設の耐用年数に應ずるように延ばすとともに、利率をなるべく下げる、つまり低利、長期の資金をこれにあてがう、こういうことによつて経営状態は非常に改善されるわけでございます。

そういう努力を、特に資本費の大きいものにつきましては努力を払ってまいりました。しかし、私どもが考えておる状態からいいますならば、満足ではございません。こういうことを申し上げたつもりでございます。しかし、それだけではいかぬということも確かでございます。たとえば地下鉄というふうなことを考えてまいりますと、資金的なめんどうだけではとてもいかぬだろう。そうすると、地下鉄というものを対するもの考え方というものを考えていかねばならぬだろう。言うならば地下における道路だと、この道路の中に軌道が走っているんだという考え方をとってまいるべきじゃなからうか。そうしますと、その部分につきましては、隧道の部分につきましては、国と、一般会計なり、あるいは企業会計なりの負担区分というもので、負担制度というものを確立するということになってまいるのではなからうかと思ふのでございます。その方面で努力をした

のでございますけれども、いろいろほかとも関連のある制度ということになってまいりますので、問題がなかなか簡単に片づかなかつた。そこで、本年度は地下鉄につきましては、従来の利子補給の意味を持つ補助金というものを、これを倍にして、四億円を八億円にして、この一年を組むことにいたしました。しかし、一年の間にその負担制度につきましては基本的に検討をいたしたい。そうして、少なくとも来年度予算に間に合うように負担制度の確立をはかってまいりたい、かように考えておるようなわけでございます。

何も地方債だけが万能ではございません。しかし、地方債の合理化という武器も、企業の場合におきましては非常に大きな援助武器になると、こう思ふんであります。それだけでいきません部分につきましては、やはり国の別途の援助というものが必要であらうということは考えておるわけでございます。

ただ、そういうことを考えながらも、当初私どもが考えました線、地方公営企業制度調査会の答申の線までいかなかった。これは力及ばずしていかなかったわけでございます。申しわけなく存じておりますけれども、少なくともそういう方向に一步前進いたしております。そういうことを申し上げたのでございます。

○原田立君 よくわからないな。ちょっと局長のお答え、よくわからないんですが。要するに、十分ではないけれども努力をした。国のほうから強力な援助措置をしているのも当然だと、こう言っておきながら、じゃあ具体的にどのくらい、どういふ制度、法制度をつくって財政援助をするのか、その点少しもお話がないように思ふんです。検討中ですか、それは。

○政府委員(柴田護君) 私の説明がまずくって申しわけございませんが、援助資金的な意味におききますコストというものを下げる努力ということをするのがまず第一に必要だと、特に企業経営だからその努力が非常に必要でございます。そのためには、過去において企業債の償還年限という

ものを延長する努力をしてまいりました。公募債につきましても、政府債につきましても、水道債その他を初めといたしまして、償還期限というものをなるべく耐用年数に一致するように延ばしてまいりました。それらも必ずしも十分ではございません。

そこで、昭和四十一年度からは、公庫の水道債の利率を、公庫に対して政策金融的な出資をいたしまして、それによって、小そうございませうけれども、三厘の引き下げを行ない、これによりまして相当企業によりましては利払いの額が変わつてくるわけでございます。しかし、それだけで十分かと言われますれば、それでもなおかつ高水準の料金にならざるを得ないところが出てくるだろう。現に、これはまあ特異の例でございますけれども、因島のあたりにいきましたと、どうしたって十トン千円近い金になつてしまつてところがある。そういうようなことを考えてみますと、それだけでは足りぬのであつて、やはりそういうどんなに合理的な経営をやつても、異常に高いところの料金しか出てこないといったような団体につきましては、一般会計なり、あるいは国の特殊の財政的配慮というものが要るだろうというふうに思ふんでございます。ある程度の配慮は法案の中に打ち出してあります。ある程度の配慮は法案の中に打ち出してありますけれども、国からの配慮につきましては、予算折衝をいたしましたのが時間切れになつたというのがことの現状でございますが、この部分につきましては、別にあきらめておりませんので、将来とも努力いたします。

それから、地下鉄につきましても、資金的な問題もさることながら、この問題は資金の問題では片づきません。どうしてもここには地下道というのに対して一つの考え方を取り入れてまいりまして、そうして国と一般会計並びに公営企業会計、三者間の負担の区分の制度を考えていかなければならぬだろうと思ふのでございます。これはそういう方向でもって努力をいたしたのでございませうけれども、問題が単に公営企業だけでございませう、ほかのものにも影響が及んでまいりま

するので、昭和四十一年度の予算折衝の場合におきましては、ものごとが解決するに至らなかったのでございます。

そこで、従来から利子補給の意味を込めて、国が地下鉄の経営者に対して補助金を出しておりました。三億何千万、約四億の補助金が出ておりました。これをこしは倍にして、八億の額にふやして、とりあえず四十一年度を組むことにいたしました。しかし、問題は片づいておりませんが、この部分につきましては、昭和四十二年以降におきまして、問題をただいま申し上げました方向で片づけるようにしたいと考えています。こういうことでございます。

○原田立君 話はちょっと別になりますけれども、累積欠損金ですね。これの処置について、今度は修正案によって「おおむね七年度」、こういうふうになってきておりますけれども、この七年とした根拠はどういうような点なんですか。

それからまた、当初は自治省は五年でいいじゃないか、こう言っていたのが七年に変わった。変わった推移ですね、経過。また、五年でいいのじゃないかとこう言っておった最初の根拠は、どういふことなんですか。あるいはまた、累積欠損金の多い東京とか大阪、名古屋、こういうような巨大な欠損金のあるところには、どういふように指導していくのか。そこら辺をひとつ合わせて……

○政府委員(柴田護君) あの再建期間のめどの規定は、一応のめどでございます。したがって、いま「おおむね」という字をかぶせてあるのをごさいます。それをまあ普通会計でやりました、つまり一般会計の財政再建でやりましたときに、おおむね七年ということになっておったわけでございす。しかし、企業会計でございますので、そういうものはなるべく早く片づけたほうがいい。できるなら早く始末をしてしまつて、さばさばしたほうがいいのじゃないか、こういう気持ちから普通通なら五年ぐらい、しかし、非常に赤字を抱えておりますところは、これをもうと延ばさなければ

やり切れぬわけでございますので、それはその実情に応じて弾力的に運用したい、これだけのぐくあつた気持ちで書いたのでございますが、それがいたくどうも議論の対象になりまして、どうも少しきびし過ぎやしないかということが一つ。

それから、たまたま四十年度の決算がまとまつてまいりますと、赤字が非常にふえてくる。すると五年というのは無理じゃないか。おおむね無理じゃないか、そこで七年ということに修正されたのでございます。実際の運用上から言いますならば、何年と書きましても、実際できないものはしょうがないのでありまして、できないものはできるようなにするしかしょうがない。実際に過去の赤字をなるべく早く始末できるように再建計画を計画してもらいたいし、また、そういう方向で指導してまいりたい、さように考えているわけでございます。

○原田立君 ことばじりばかりとらえて悪いけれども、いまの局長の話の中に、借金は早く返してさばさばさせたいと思うので五年という御説明だったけれども、それは少し軽率ではないかと思うのですがね。むしろ、この五年だとか七年だとか、そんなところで短期間にこの欠損金を解消させようとするには、これはどうしても企業合理化とか、人員整理だとか、首切りだとか、給料のダウンだとか、あるいは料金の値上げだとか、ここにいかざるを得ない。そうすると、これはむしろ償還していくのは五年とか七年とかでなしに、むしろもっと長期にわたつてそれが支払われていくような、そういうふうな基本的な考えの必要当ではないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(柴田護君) やはり私も、実は赤字が出ておる原因はいろいろございすけれども、人間にたとへますれば、やはり一種の病気をしているという考え方をとるのが一番わかりやすいのじゃないかというふうに考えておるわけでございす。したがって、それはその病気の原因がいろいろあるわけでございすから、ものに

よつては、御指摘のように非常に長くからなければならぬものもございす。しかし、やはり病気をなおすということは、長いこと病床におるのがいいわけでもございせんので、なるべく早くなおすにこしたことはないんじゃないか。そういう意味で、原則としてはやっぱり適当な時期をめぐらして療養するんだと、こういう考え方をとつてまいつたのであります。

しかし、お話のように、あまりきつくないまますると、御指摘のように、非常にあちこち不必要な無理が起これるといふことも、これまたおことばのとおりでございます。その辺を實際に際して処理できますように、「おおむね」という字をつけて、そして弾力的運用を確保した、これがよく正直な気持ちでございます。そう別にぎゅうぎゅうやろうという気持ちもございせんし、ゆつくりのんびりだらりとやろうというふうな気持ちもないわけでございます。實際に際してまいりたいと思ひます。ただ、赤字企業の実態は、それこそピンからキリまでございまして、非常に簡単に立ち直るものもございまして、ずいぶん時間をかけなければならぬ。それも企業だけでどうにもならぬというふうな企業もあるわけでございす。やはり實際に際して再建方策というものをきめてまいらなければならぬというふうなことをおるわけでございまして、決して一律的な運営をしよう、指導をしようというふうな気持ちは持っておりません。

○原田立君 「おおむね」というところですよ。五年が七年になった。七年の上になつたとおおむね七年ということですが、上げ下げはどのくらいなんです。七年が「おおむね」で、上で十年ぐらいとか十五年とか、下で五年とか三年とか、そこら辺の幅はどうなんですか。

○政府委員(柴田護君) これは具体的に言いますと、やはり企業から立ててまいります再建計画の中身を見てまいりますとわかりません。私どもがささやかな経験を持っております一般会計の場合で申し上げますと、たとえば和歌山県の花

園村のような場合には、あの当時の再建計画をまともに計算しますと百年かかった。百年じゃしょうがないから、とりあえず十五年ぐらいの暫定的な形に一応しておこうということで、その後いろいろ再建計画の実行についていろいろ指導もし、財源措置もしてまいりました。その結果、たしか現在十五年ぐらいいでこれが片づくというふうな形になっておると思ひます。したがって、この公営企業の場合でも、五大市のような非常に膨大な赤字を抱えておるところの企業になりますれば、そう簡単に一時的にものが片づかぬだろうと私も考えます。特に東京都の場合などを考えますと、これは東京都の力だけではどうにもならぬものがそこ含まれておる。そういうものをどうするかという問題は、やはり再建計画の実態とにらみ合はせて、確実な措置をとつてまいらなければならぬと思つております。

で、同じような質問が実は衆議院の委員会でもございまして。そういうものの措置が片づかないのに、この再建の法案を出すのは乱暴じゃないかというふうなおしかりもございまして。私どもはそういうふうな状態を知りながら再建の規定に踏み切りましたのは、やはり不安定債務というものを早く安定債務に切りかえてやりますと、金融いたします金融機関のほうも困つてしまひます。また企業はもう不安定で困つてしまひます。早く不安定債務を安定債務に切りかえることがこの際一番必要なことだ。したがって、できるだけ将来赤字を来さないといふものをこの際できるだけやる。しかし、なかなか外部要因も多々あるものでございすから、できない面もございす。現に私どもが当初意図いたしましたものよりか、ものが一〇〇パーセント今回実現されております。しかし、これは一ぺんにできないものもございすので、順を追つて、すみやかにできるものから片づけていく、そして一応、一方で赤字をたな上げしながら、将来に赤字が出ないといふものを早く確立していく、こういう方法をとることが、今日公営企業の置かれておる立場から考

えまして一番妥当じゃなからうか、かように判断をいたしまして、あえて再建の規定を設け、再建を実施するというにいたしましたのでございませう。

○原田立君 その「おおむね」のところの上げ下げについては、具体的に申請がなければわからないというお話ですけれども、この「おおむね七年」となっておりますけれども、じゃ、いろいろ勘案して十年ぐらいの計画で持ってきたら受け付けるのですか。

○政府委員(柴田護君) これもお答えにならないかもしれませんが、実態と見合せて、十年かかるものもございましょうし、あるいは十五年かかるものも出てくるかもしれません。あまり長いのになりますと問題が残りますけれども、まあ十年や十五年ぐらいのところでは、あるいはそういう場合が出てくるかとも思います。

○原田立君 その場合には、法律では、財政再建計画はおおむね七年とおるけれども、場合によっては十年あるいは十五年というのもあり得ると、こういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(柴田護君) けっこうでございます。

○原田立君 また別な面になりますけれども、公営企業金融公庫に対して四十一年度は二億円出資額を増加して、水道に対する起債の利率を七分三厘から七分に引き下げた。公営企業金融公庫は発足当初から政策金融を行なう機関であるとされ、その貸し付け業務は資金の調達コストで行なわれてきたわけでありまして、今回の利下げは資金コストを削る逆さや運用となっておりまして、額としては少ないが、政策金融の道が開かれたとして、その意義を非常に重要視される人もあります。このように考えていいかどうかということが一つと、地方公営企業の発展のために、住民福祉の向上のためには、さらにこういう方向をもっともっと拡大していくことが必要と思われるのですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(柴田護君) お話のように、公営企業金融公庫の発足のときの趣旨は、弱小団体の起債

難というものを緩和するために設けられたのでございませうが、しかしながら、やはり公営企業に關する唯一の金融機関でもございませう。これを強化したいということは、かねがね私も念願しておりました。今回、水道債につきましてとりました措置は、それほど大きなものではございませぬけれども、御指摘のように水道企業に對しますところの政策的配慮というものの道を開いたというところは、御指摘のとおりだと私も考えるわけでございます。しかし、水道だけでいいのかわからない問題になってまいりますれば、問題はいろいろあるわけございまして、将来はおほかの分野にもこういったものを、必要に応じてこういう考え方を取り入れていく必要があるのじゃないかというように考えておるわけでございます。

公営企業の将来問題につきましては、いろいろ考え方があつたわけでございます。私もいろいろしましては、公営企業金融公庫の設置のところに書いておられますように、低利な資金というものを融通する機関という方向にやはり考えていくべきだろうと思つたわけでございますが、ただ実際問題としてしましては、なかなか経理上の難点等も、隘路等がございまして、思うようにいきません。いきませんけれども、私もそういう方向で努力をしてみたい、かように考えております。

○原田立君 発展のために努力したいということでは、こういう方向をもっともっと拡大していきたい、そのために努力をしたい、こういうことでよろしいですね。

○政府委員(柴田護君) やはり低利な資金を供給する方向で努力したい、かように思います。

○原田立君 ちょっと、また観点が違ってくるのですけれども、地方公営企業の本質についてはいろいろの見解がありますけれども、公営企業の施設を利用するのは住民の一部のもので、その利益は特定の個人に帰着するのであるから、その受益者が利用料金として負担するのが当然であるとして、一般行政事務とはっきり区別し、その場合は

公平の原則、ひいては公共の利益に合致するんだ、そんなような意見があります。御承知だと思つたのですが、しかし、私は、このようにはっきりと区別して、公営企業の維持に必要な経費はすべてその利用者に負担させるというのは、逆の面では、料金を無償にしろというような理論と同じであり、非常に片寄つた考え方ではないかと思つたのです。

それで、もともと地方公営企業は住民の福祉のために経営されるものでありますから、低所得者のために料金を安くしたり、生活保護世帯に對しては料金を免除する、こんなようなことがあつてもいいんじゃないか、そのような場合にその費用を料金にかぶせるのは筋が通らないから、一般会計で負担するということがあつてもいいと思つたのですが、改正法では負担区分を明確にした上で、さらに補助に關する規定があるわけですが、私はこの補助規定は、このように政策料金による収入不足を補つてもよいという考え方、趣旨、すなわち、その他の理由により必要がある場合に当たる、そう考へているのですが、見解をお伺いしたい。あるいはこのような場合は、負担区分の規定の一号に該当するのじゃないかと考へているのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(柴田護君) 負担区分の規定で予想しておりましたのは、昨日御説明申し上げましたように、現在いろいろ検討中ではございませうけれども、おおむねだれが見ても一般会計で持つことがあたりまえだという経費を予想いたしておるわけでございます。ただいまお話になりましたようなものは、やはり事柄をいたしまして一般会計におきます行政施策として考へらるべきものであると考へております。したがつてそれを行政施策として、議会においてそういう施策をとるといふことが判断されますならば、決定されますならば、それを公営企業のほうに移します場合には、やはり一般会計の租税負担ということによって始末すべきものであらう、それはむしろこの改正法の補助金の規定によってなされるべきものであつ

て、料金の規定によってなされるべきものではないのじゃないかというように考へる次第でございませう。

○原田立君 当初御説明のあつた中で、適正原価によつて経営の能率を向上して云々というふうなお話がありました。ところが適正原価というものは、これはもともと企業の経営的分析に立つてそういう觀念であつて、住民負担となる料金は経営的立場のみではなくして、公共的立場から検討しなければならぬと思つたわけですが、適正原価ばかりを強調して、料金値上げはやむなしというふうな、そういう方向はむしろ私は反対なんです、その点いかがですか。

○政府委員(柴田護君) この条文では「公正妥当なものでなければならず」と、まず「公正妥当」ということが頭にかぶつておられて、それから能率的経営における適正原価をカバーする、まあ二段がまえになつておるわけでありませう。しかも、そしてそれを基礎にするんだ、「地方公営企業の健全な運営を確保することができるものではないければならない」。こういう規定になつておりました。したがつて適正原価だけが何を中心になつておられません。適正原価というのは能率的経営のことにおける原価だと、こういうことがかぶされておるわけでありませう。それから「公正妥当なものでなければならず」ということになるわけでございます。ただ原価カバー主義一点ばかりではないわけでございます。たとえば運賃の場合でいいますと、運賃に「能率的な経営の下における適正な原価」のほかに、別の観点がつけ加えられております。そういうものの観点を、たしか消費者、利用者の負担関係であつたかと思つたわけですが、そういうものは、この公営企業法に言う「公正妥当な」という条件に該当する、かように考へておるわけでありませう。

○原田立君 この適正原価の議論になるときに、公営企業の適正原価と、民間企業の適正原価とは差があるのですか、ないのですか。

まあ普通そういう大規模先行投資の場合になり  
ますと、大体多目的ダムのようなものをつくり  
まして、それによって水を持ってくるというよう

けでございます。

○原田立君 水道の話が出たのですが、それで続けてやるのですが、多目的ダムの費用割り振りについてはいろいろな問題点があるといわれておりますし、今回配付された仙台市の資料を見ましても、便益額が過大に評価されている、利子率、減価償却率が過小である、またこのような矛盾がダム完成後の維持管理費、負担額にも持ち込まれて、上水道としては建設費のみならず、維持管理費にも大きな損失を受けているということでもあります、この問題についての経緯、現状、将来の方向、自治省の対策、これについてお伺いしたい。仙台のほうですね。それと、いまの建設費のこと等もあまりはつきりしないのですけれども、水道会計や何かで非常に赤字が増大しているというの

非常におそきに失するのじやないかというおしかりであります。確かにおそかったかもしれませう。しかし、いままではそう先行投資問題というものは大きな問題として浮かび上がってこなかったわけでありませう。そうしてある意味で水道料金というものは、減価償却が終わった観点におきまして水道経理が行なわれておったわけでありませうので、ずいぶん古い昔のベースに立って水道料金が形成されていた。ところが今後は先行投資的な分子がふえてまいりまして、あるいは拡張していかなければならないということになります。

ならば不良債務をたな上げをして、長期債にいたしますと利子を払わなければなりません。これを元利利子補給という形でもって、赤字が赤字生をいいますとおかしゅうございますけれども、赤字そのものについてはやはり計画的に整理をするわけがないのでございますが、料金に求めなければならぬ部分がありますれば、それは料金に求める分も出てくるかも知れません。しかし原則といたしましては、やはり赤字が出てまいります大きな原因では、私どもは資本費であろうと思っております。そうしますと、資本費というものを軽減する方法といたしましては、たえば借りがえ債権を起すとか、あるいは元金償還の延伸をいたしますとか、そういうような方法、あるいは料金微増

収の合理化をはかりますとかといったような、いろいろなやり方があるかと思ひます。一がいにその赤字をすべて料金にかぶせるといったようなことは考えていないのでございます。

○原田立君 考えていないというけれども、実際問題、政府はここところずつと、ことし初めから公共料金の値上げばかりどんどんやっています。

今回の公営企業法の改正も、もうひつきやうそこいくのじゃないか。現に東京都でもバス代のはうの値上げを申請している。これはそういうふうなことをやっていると、一般住民に与える影響は非常に多分です。だからそこできから議論している。国のほうから一体どういふふうな援助をするのだというのを盛んに聞いているのに、地方債でやるとか、利子補給してやるとか、四億だ八億だというふうな、そういう糊塗策で現在の赤字に悩んでいる公営企業問題が解決できますか。

○政府委員(柴田義孝) 料金問題につきましては、先ほど来お話し申し上げておりますように調整的に変えなきゃならぬものは、これは望ましいことではございませんけれども、やむを得ない。全体といたしまして考えているわけでございませう。もとより料金はこういふ際でもございませう。できるだけ低いほうがいい。そうなっていますと、水道の場合を考えると、経営を圧迫する大きな原因というものはやはり借金の返済じゃないか。地方債に關します部分、いわゆる資本費と言われる部分じゃないか。そうしますと、この資本費というものを軽減していく、負担を軽減していく方途というものを考えていかなければいかぬじゃないか、このようにならうかと思うのであります。そういたしますと、おしかりでございますけれども、やはり中心は利子補給でございますとか、元金償還の延伸でございますとか、借りかえでございますとかという問題にやっぱりなつていかざるを得ない。また、そういう方途を講ずべきものじゃないかと思うのでございまして、私もはそういう方針で進んでい

まして、水道事業等につきましては、特殊なものを除きましては、やっていると申すのでございませう。特殊なものとは申すのは、非常に膨大な先行投資、いまおあげになりました仙台東の問題になつてまいりますれば、問題はそれだけでは片づかない。また、先ほど私が引例いたしました因ノ島のようなものになつてまいりましたも、それだけでは問題は片づかない。これはどんなに経営を合理化いたしましても、コストが高過ぎてどうにもならぬ。これは水源地が遠いからでございます。こういうものにつきましては、やはり一般会計からの問題、それに対する財源措置といったような問題になつてくるだろうと思つてあります。

そういう場合を予想いたしまして、負担区分の条項の中に、どんなに合理的に経営をしても、なおかつ収支が合わないというものについては、一般会計負担を認めるという規定を置いておるわけでございませう。

○占部秀男君 今回の法律案は、審議日程が制約されておりますから、私は二つの問題点だけしぽつてお伺いしたいと思います。

一つは、管理者の問題と、もう一つは労働関係についての問題です。まず、管理者の問題ですが、今度の改正案は、第七條で、管理者は、「当該地方公共団体の長の指揮監督の下に」あるというところを削られたわけです。しかも第七條の二に、「管理者は、当該地方公共団体の吏員で」というところも消されておる。そうすると、管理者は自治法百五十四條のいわゆる補助機関ではないか、かように思つておるのですが、この点が一つ。

それからもう一つは、次の七條の二で、「地方公共団体の長が任命する。」というところになつておるわけです。そうすると、これは補助職員ではないけれども、地方公務員であるというところには間違ひはない。そうすると、一体、地方公務員法上の身分の扱ひは、どういふふうになつておるか、この二つの点をまずお聞きしたいと思つ

ております。管理者の今度の改正におきまする地位、身分と申しますか、というものは、従来の公務員法の規定に改正を加へまして、特別職にいたしておるわけでありませう。特別職で、かつ、長の任命による特別職、非常にそういう意味におきましてはニュー・ルックと申しますか、いままでの特別職の範疇にない、一つの範疇ができておる。こういうふうな御理解を願つてけつこうかと思つておるわけでございませう。

○説明員(鎌田要人君) 管理者の今度の改正におきまする地位、身分と申しますか、というものは、従来の公務員法の規定に改正を加へまして、特別職にいたしておるわけでありませう。特別職で、かつ、長の任命による特別職、非常にそういう意味におきましてはニュー・ルックと申しますか、いままでの特別職の範疇にない、一つの範疇ができておる。こういうふうな御理解を願つてけつこうかと思つておるわけでございませう。

そういう改正を行ないましたゆゑんのものは、最初は、御案内のとおり、地方公営企業制度調査会の答申等におきましては、長が議会の同意を得て選任する特別職、こういう形にいたしておつたのでございませうけれども、一面におきましては、公営企業の経営について、管理者が、いわゆる企業の経営に徹し得るような面で、長の指揮監督というものでございませう。長の指示のもとにおいて、しかし、あくまでも長の補助機関であることとは間違ひないわけでありませう。ただ、非常に独立性の強い補助機関である、こういうところに一つの特色がある。

それから、議会の同意を、選任を除きましたゆゑんは、これはやはり公営企業の最終の責任というものは、これは長がやはり握つておるわけでございませう。そういつた意味合いにおきまして、長との一体性を確保する、こういううねりから、議会の選任を得ることとせまうと、長の選任というところにかわらした、こういうことでございませう。

○占部秀男君 どうも参事官のお答えは、わかつたようなわからないような、どうもあやふやな地位に置かれておると思つておるのです。少なくとも地方自治法では、長の補助機関たる職員は、長が指揮監督するといふことが、百五十四條でびつたりきまつておるわけですが、長の指揮監督にないもの、つまり、長から独立しているものは、これは私が言うまでもなく、長とは独立機関として扱つておる。これは執行機関なんですね。ところが、あな

たの言うのだと、何だか執行機関ではないけれども、補助機関ではあるけれども、指揮監督を受けない。こういうようなあり方は、非常に新しい考え方かもしれないけれども、法律的新見方から見れば、これは非常に問題があるところじゃないかと私は思つておる。というのは、一体、任命権者である知事なり市長、いわゆる長というものは、補助機関が指揮監督のもとに置かれておるからこそ、その機関が行なう住民に対する事務、事業について責任を持つておるのであつて、指揮監督のもとに置かれていない者に責任が持てるわけがない。それは、地方自治法上明らになつておる。それで、地方自治法上明らになつておる。それで、確かに任命権があるといふことになつておるけれども、それはただ形式だけであつて、指揮監督のもとに置かれていない。しかも独立機関でないというふうなものでして、一体、長がどういふ責任を持てますか。責任を持てない者を任命するといふことは、これはあなた、地方自治に対する大きな干犯であり、無責任です。この点をあなたはど

ういふふうにお考えになりますか。

○説明員(鎌田要人君) 非常に管理者の地位と申しますか、自分の規定づけといふものにつきましては、私も、現在の公営企業の運営の実態を見ながら、また、あるべき公営企業の姿といふものを頭に描きながら、腐心をしたわけでございませう。そういう意味で、新しい一つのタイプの特別職といふものが、法律上創造せられておるわけでございます。長との関係におきましては、比較的表現をいたしますと、一般的と申しますか、一般的、総括的、最終的な責任というものは、これは当然長にあることは間違ひない。ただ、たとえば長とはかの補助機関のように、一々こまかい事務について指揮監督を行なう、こういうことでは、公営企業の機動的な、能率的な経営といふものはできないわけでございませう。したが

いまして、経営の大綱と申しますか、大筋といふものは、長がこれを把握する。予算なり、毎年度の事業計画の決定といふものは、これは長の権限

たの言うのだと、何だか執行機関ではないけれども、補助機関ではあるけれども、指揮監督を受けない。こういうようなあり方は、非常に新しい考え方かもしれないけれども、法律的新見方から見れば、これは非常に問題があるところじゃないかと私は思つておる。というのは、一体、任命権者である知事なり市長、いわゆる長というものは、補助機関が指揮監督のもとに置かれておるからこそ、その機関が行なう住民に対する事務、事業について責任を持つておるのであつて、指揮監督のもとに置かれていない者に責任が持てるわけがない。それは、地方自治法上明らになつておる。それで、確かに任命権があるといふことになつておるけれども、それはただ形式だけであつて、指揮監督のもとに置かれていない。しかも独立機関でないというふうなものでして、一体、長がどういふ責任を持てますか。責任を持てない者を任命するといふことは、これはあなた、地方自治に対する大きな干犯であり、無責任です。この点をあなたはど

に留保されているわけでございますので、そういう形で大筋というものは把握しながら、その個々の運営については、思い切って管理者の機動的な経営というものをゆだねるようになります。ただ、この間のつながりをつけるものというしまして、この第十六条の規定にございますように、長は地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある業務の執行に關し、その福祉を確保するために必要がある場合等については、管理者に必要な指示をすることができ、指示権というもので、そういう関係のつながりをつけているわけでございます。

○占部秀男君 参事官のいわゆる意図は、私にはわかる。意図はわかるけれども、指示権は指揮監督権じゃないのです。それからまた、一般的に指揮監督を最終的には持たせるのだといつても、この第七條で、「当該地方公共団体の長の指揮監督の下に」、こういうふうにあったやつを取つたのですから、あなたの意図はそうであつても、この改正案をそのまま読めば、そういう点はないわけです。立法者の意図はわかるのです。ところが、實際この法律を適用する場合には、法そのものが独立するわけですから、あなたの意図というものは、これはもうないのです。法そのものが独立するわけですから、そうでしょう。そうすると、これは指揮監督権は、長にはない。指揮監督権の長にない自治法上の補助機関としての職員があるのか、これはないのです。これは明瞭なんです。

そこで、これは非常に大きな問題を含んでいゝる。というのは、一体、任命というものは、これは任命をする者の責任というのとはどういふところにあるのかということが、これは地方自治の本旨からして、しかも住民自治の本旨からして、基本的な問題として一つはあるわけなんです。というのは、任命権者というのは、自分が任命した場合に、任命された者の事務、事業に及ぼす行動が住民に直接影響するわけですから、任命する場合にも、住民自治の立場から、住民に対して責任が明らかになるような方法で任命をする。これが憲法の規定であり、この地方自治法で現在定められている性格であることは、あなたも御承知のとおり。だから、地方公務員法の第三條で、いわゆる特別職というものが規定されている。この特別職には、一般職の、いわゆる補助職員であるところの副知事その他の任命の方法、そうしてまた独立機関であるところの各種委員会の方法、さらに臨時的な職員です。これは常勤でない職員の方法、こういう手続上の問題が明らかにされておるのです。その中には、住民から公選された、しかも住民に責任を負っている知事が特別職を任命する、あるいは住民から公選された地方議会が、住民の名において同意を与えて、そうして知事が任命する、あるいはその議会で選任する、これは住民の名において選任するのです。もう一つは、同じ独立機関である委員であつたとしても、たとえば当該住民の中のその委員が所管しておる事務、事業から直接利害關係を持つところの住民、これが選挙をするか、もしくはその住民の団体が推薦をして長が任命するか、いずれにしても住民に対する責任というものが明確になっておるのがこの自治法のたてまえです。

確かにこれはこの自治法の特例であることはここに書いてある。特例であるといふことは書いてある。しかし特例といふことは、その元の法を否定するといふわけじゃない。そうでしょう。元法の問題について特別の規定を設ける、ただそれは元法の規定がある程度の期間、その特例法のある期間が停止するかもしれない。しかし、元法が持つておる基本的な原則といふか、本則といふものは、これは否定できない。それは私が言うまでもなく、あなたが御存じのとおり。ところが、今度の管理者だけはそうなつてないですね。指揮監督権は知事、市長はない。その指揮監督権のない知事や市長が任命だけをする。これでは住民に対する任命権者としての責任が明確になつてないじゃないですか。それはやはり補助職員の特別職として、議会なら議会で同意を得てやるのが筋が正しいのです。筋が正しいのです。その点はいかがですか。

○説明員(鎌田要人君) 指揮監督という用語が現行法にございまして、今度の改正法案におきましては指示といふことばに変えておるわけでありまして。指揮監督、指示といふものとの関係いかにいうことになるわけでございますが、この指示といふのは、やはり広義におきます指揮監督の一つの態様である、こういうふうな私ども理解いたしておるところであります。

それから長と管理者と住民、この關係でございましてけれども、長は管理者を選任いたします。管理者を選任いたしましたして、企業経営に専念をせしめよう。しかし、その経営といふものが不幸にしてうまくいかない、その人が経営に必要な資格性を欠いておるといふ場合におきましては、長はこれを罷免する。こういう形で長と管理者との間におきましては、身分上のいわば監督権といふものと職務上の監督権、こういうものを一つづつおるわけでありまして。

なお、管理者の選任の手續につきまして、あるいは身分につきましては、いろいろな態様が考えられます。思い切つて独立の執行機関に――教育委員会、公安委員会と並んで地方自治上独立の執行機関にするといふことも私も検討してみたいわけでありまして。あるいはまた、議会の同意を得て選任する現在の副知事、出納長のごとき形にすることも、これも検討してみたいわけでありまして。それから現行のような任命制度の特別職という形もございまして。で、この三者の比較検討を行ないまして、この長との關係あるいは議会との關係、こゝういった面から申しまして、改正法案に規定をいたしましたような管理者の制度が最善なり、こゝういふ判断に達した次第でございまして。

○占部秀男君 あなたは任命制の特別職もあると言われるのですが、任命制の特別職は確かにある。しかし、それには議会の同意を得るというものが大部分ですが、で、かりに議会の同意を得ないような任命制のものは、長が指揮監督権を持つておるといふ、それ以外にはないですよ。だからあなたが言われるようなことは、私はわかりません。

す。わかるとするならば、なぜこの法律の中に、一般的な指揮監督権があるのだといふことをうたわれないのですか。それをとつてないといふことは、結局これはこの法そのものが動き出した場合には、法独自の形で動くのですから、長の指揮監督権はない。指揮監督権がないものは補助機関ではない。結局、事実上は執行機関の形をとつて動き出し、それは同時に、この法律の中で、改正法の中で、七条の二ですか、第八條に「管理者の地位及び権限」というところがございまして、この中で長の権限であつたものが大幅にこれは管理者に委譲されておる。しかも議会のチェックといふものは制限されておる。そうですね。それと同時に、この法の中で、小さな、管理者を置かないような団体については、管理者の権限は長が負うといふことになっておるのです。こゝういふような形から見ても、この管理者といふことは、あなたは補助職員だと言つても、法的にも補助職員でもないし、事実上やつておる仕事は執行機関といふことになる、そうでしょう。それを単に、この執行機関的な実態を持つていふならば、しかも長の一般的な指揮、監督権を法律上明確にしないならば、これを議会の同意を得るぐらゐのことはして、そして住民に対する任命権者の任命の責任というものを明確にするのが、地方自治のたてまえではないかと私は思ふのですが、いかがですか。

○説明員(鎌田要人君) 申し上げたことを繰り返すようでは恐縮でございまして、この第十六條の規定、いわゆる必要な指示権といふものと、それから先ほど申しました管理者の適格性を欠く場合等におきます罷免権、これによつて、私はただいま先生のおっしゃいましたような点についての手当てといふものができておるんじゃないだろうか、こゝういふふうな考へておる次第でございまして。

なお、この現行の制度の中で、任命制の特別職について幾つかのタイプがございまして。御指摘になつたとおりのタイプがございまして。そのほか

新しいタイプとして、いままでのタイプの中の範疇の上に新しいタイプを創造したと、先ほど若干の苦心談をまじえて申し上げたのでありますが、そういう点があるということを御了承いただきたいと思う次第でございます。

○占部秀男君 そのあなたの言われた創造されたという苦心ですね、これは企業者の性格から見て御苦心の点はよくわかるのです。私はこれを否定してはいないのです。ただ苦心されたならば苦心されたところを法律上明確にすべきだというのが、私の考え方なんです。法律上明確になっていないのですよ、これは。それが一つと、それからもう一つは、あなたがそういう形を考えられるならば、これはその機関委任の事務ならば、これは私はある程度考えられると思う。御案内のように、これは長が国の仕事を、国の責任を負ってやっておるんですから、これは指示権の範囲内でやってたてて私は差しつかえないと思う。ところが、これは地方公営企業でしょう。地方公営企業というのは、もちろんこれは委任事務ではないし、固有事務、現在の公共事務でしょうね。公共事務をこなし、行なうのですから、したがって当然住民に対して、任命権者が任命したところの内容の責任というものを明確にする法的な措置をとっておかねければならない。ところが、これはとてつもないのですね。私はどうしてもこれは長の、どういう形であるか知らぬけれども、一般的な指揮、監督権があるのだという、その何らかの形をとるか、そうでなければ、独立の長とか、独立の執行機関にするか、いずれかにしなければ、これは筋がとおらないと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(柴田護君) いろいろ御意見をいたただいたのでございますが、やはり公営企業というものの持つ特性というものを頭に置きまして、現行の諸制度、いまあるお話がございました諸制度の上に立って、そして公営企業の管理者というもののについて望ましい姿をどう考えるかということになってまいりますと、いろいろ苦心をいたした

まして鎌田君からいろいろ苦心談を御披露申し上げましたが、結果はこう落ちついた。言うならば、先生がおっしゃるように、一か十かという両極端のあり方から、ちょうどまあまん中、ぬえのだと言われればぬえ的かも知れませんが、今日の公営企業というものの持つ職責、それから公営企業というものに要請される機動力と申しますか、機動化と申しますか、そういうもの等考えますれば、やはり長というものと管理者というものは全然切り離すわけにはいかない。したがって、独立執行機関にするわけにはいかない。かといって、一から十まで指揮監督しておったんでは、機動力というものに劣ってしまいます。しかも、そこには一般職、いわゆる役人流じゃなくて、企業経営というものに才幹を持つ人を持っていきたい、こういう要請もあるわけでございます。そこで、特別職ではございますけれども、それは長が任命について責任を負う特別職にする。しかし、それについては、事務の執行については長は大幅にまかすと、そういう考え方をとったのでございまして、ちゅうどそういうようなものに相似たものに、開発事業団の理事長というものがございまして、これはやはり、この公営企業の管理者とよく似ているのでございます。ちゅうどこれもやはり機動性が要請される。そこで、その制度的な開発事業団の理事長の感覚を借用いたしまして、そうしていろいろ苦心をいたしまして、つながりをつけた。

そこで指揮監督論がいろいろございましたけれども、重要なことはやはり長が握っていなければいかぬ。指示され、指示というか、むしろ指揮監督の態様でございますが、ある意味では強い指図権というものを事項を限って認める、そのほかはまかせる。そうかわり、あまりできの悪いのは長が処分してよろしい、こういう形にしたわけでございします。

○占部秀男君 局長の言われた開発事業団の場合、私はよくわかるのですよ。ただ開発事業団の場合

は、この公営企業とはちょっと性格が違うのじゃないか。地方公営企業が、その企業自体が、もうすでに市なら市の企業なんですね。開発事業団の場合とはちょっと私はその意味では違うのじゃないかと思うのです。それと同時に、いま言われた指示権の問題、これは指示権としてはいろいろな内容を含んでおるから、法的にはいろいろ解釈のしかたがあると思うのですけれども、いづれにしても、開発事業団方式ではなくて、市のあるいは都の、そういうところの事業、事務事業として行なわれておる、性格がですね。それを基礎にするならば、知事が指揮監督をやはりある程度持つとか、それでなければ、独立の機関にするか、いづれかをしないと、私はすっきりいかないし、同時に、そのことは、地方自治法の任命権というものの持つ内容と私はズレが出てくるのじゃないかと、こういうように思うのですけれども、まあだいぶ局長も言われておるので、時間もありませんから、これは水かけ論になりますから、ここで打ち切りますが、われわれはどうも納得できない。むしろこれはやはり、市の事業であり都の事業であるならば、長に最後の一般的な指揮監督権を持たせる、これが私はやはり一番の道であり、それができないならば、当該議会の同意を得るぐらいのことはしておかないとならぬじゃないかと思えます。

しかし、それはまあ水かけ論で対立になりますから、もう時間が制約されておるので、私はここで終わりますが、納得ができないということだけでははつきり申し上げておきたいと思えます。

○鈴木壽君　ちょっと簡単に、いまのいいですか、関連で。

いま、ちょっと私中座しておったのですが、全体的なこと、質疑のことはわかりませんが、「指揮監督の下に」というのが削られて——現行法第七十六条にもありますね。指揮監督のもとに、「指揮監督は、左の各号に掲げる事項に關して行う」と、まあこういうものがはずれてしまいました。

ね。それで別に指揮監督というものを与える。与え  
ると言ったらいいか、まあそれはあるのだと、必  
要によってですね。重要事項についての指示とい  
うものがあるのだからと、こういうお話ですが、  
ね。一体指揮監督ということと指示ということ、  
これはどういうふうに区別して考えておるのか、  
あるいは同じことだというふうに考えておるのか  
ですね。

私は、指揮監督ということは、まあ表現のしか  
たというを私まずいかもしませんが、包括的な  
意味でのいわゆる指揮監督権だと思ふのですね。  
これはある事項についての指示ということとは違  
うものだと思うのです。それは具体的な内容にお  
いては一致する場合もあるけれども、しかし、そ  
もそもが指揮監督という権限と指示するという  
れとはちよつと、ちよつとどころではない、相当  
違ふものじゃないかろうか、こう思ふのですかね。  
だから指示権を与えておるからいいじゃないかと  
いうことは、指揮監督をはずした場合、いわゆる  
行政の責任者としての首長の持つ権限、あるいは  
企業の管理者の持つ権限と、こういうものからし  
ますと、必ずしもいまのお答えのようなことでは  
納得できないと私は思ふのですがね、どうです、  
その点もう一度。

○説明員(鎌田要人君) 指揮監督と指示というこ  
の關係でございしますが、まあ指揮監督、こうい  
う点においては、私は先ほども占部先生のお尋ねに  
お答えいたしましたように、広義における指揮監督  
の一つの態様である、こういうことが言えると思  
ふのでございしますが、ただ指揮監督という場合  
に比べて、指示という場合のほうが、それを、  
受ける者の自主性というものが尊重されている、  
こういうことは言えるかと思ひます。それがま  
た、まさしく私どもがねらいとするところでござ  
いまして、まあ指揮監督という形でございま  
す、極端なことを言いますと、はしの上げおろし  
と、一々お伺いを立てて、ああしろこうしろと、  
こういうことでこまかきまかに指示を受けて処分  
をする、あるいは事務を執行していく。これでは

とうてい公営企業の能率的機動的な経営というこ  
とはできないわけではございまして、繰り返すよう  
でございまして、大綱というものは長がこれを保  
持しながら、その範囲においてできるだけ管理者  
というものが自主的に動けるようにする。ただ最  
終の一点におきまして、その仕事の内容というも  
のにかんがみまして、公共の福祉、住民の福祉と  
いうことに非常に大きな関係がある、あるいは他  
の行政機関の職務の執行との間に大きな関係があ  
る、こういった問題については、長の指示権、先  
ほど局長が指図権と、こう申しましたが、まさに  
指図でございまして。そういうものを長に留保して  
おる。それを無視して行なうという場合におきま  
しては、やはりもとに戻りまして、その結果経営  
の状況が悪化した、あるいはまたこの管理者がそ  
の職に必要な適格性を欠く、こういうやはり判定  
の理由になるであろう。第七条の二の第七項で  
ございまして規定しておる判定の理由になるの  
ではないか、そういうふうにご考慮しておる次第でござ  
います。

○鈴木壽君 関連ですからあまり長くやりません  
が、いわゆる指揮監督というものを、それこそは  
しの上げおろしから一切がっさい、何か上から監  
視つきで、ああせい、こうせいというふうな縛  
られ方をするというふうなことを私は言っている  
のじゃない。それは指揮監督がもしらぬけれど  
も、私はそんなものは指揮監督でも何でもなく、  
たとえれば現行法にあるような事項についての基本  
的ないろいろな問題、こういうことについてもやる  
ということでは現行法には書かれておりますから、  
私も何もそういう意味での指揮監督権というもの  
を頭に入れてものを言っているつもりです。  
ですからその場合、今度の改正案を立て方が相  
当変わってきていますから、その必要な指示とい  
うようなもの、住民の福祉に重大な影響があ  
る「云々」というようなことで書き方ががらりと変  
わっておりますからね。実はここで一体指揮監督  
というものと指示というものをどう考えておられ  
るのか、これを関連してお聞きしたわけなんです。

いま時間の関係もありますし、関連でもありま  
すから、これ以上申し上げませんが、やっぱり私  
は、はしの上げおろしに至るまで一切干渉がまし  
いことをやれという、そういう意味でない、ほん  
とうに自治体の行政事務の一つなんだ、その責任  
を首長が負うという、そういうたてまえでは包括  
的な指揮監督権というものは、当然私はあるべきだ  
と思うのです。それにこの改正案にある「必要  
な指示をすることができ」という、こういうこ  
との中には、私は、あなた方は同じような権限だ  
というふうにご考慮しておられるかもしれないけれ  
ども、ちょっと違いますね、私はそう思う。

それは、私は原則的に企業の管理者に相当大き  
な権限を持たせる、何でもかんでも首長だ、ある  
いは議会だという、そうして事業そのものがうま  
いかならないようなかっこうで、がんにがらめに  
なっておるような、そういうようなことを排除し  
て、強めるという原則的な考え方は、現在の企業  
運営にあたっては必要だと思ふのです。しかし、  
必要だと思ふながら、やっぱり最後の責任という  
ものは、市全体の行政の一つの分野としての経営  
でございまして、包括的な意味での指揮監督とい  
うものは当然私は持っていると思ふ、持たせる  
べきだと思ふ。ということですが、まあひとつ、  
これは議論にもなりますし、関連でもございま  
すから、いづれもう少しあとでやります。

○占部秀男君 ぼくは触れないつもりでいたが、  
いま鈴木先生から言われて、あなたがそういう答  
弁をされたので、一言だけこの点に触れておきま  
すが、鎌田参事官も御存じのように、指揮監督権  
を持っておる最後の長と管理者との間の意見が  
ずれた場合に、長は業務執行命令を出せるわけ  
です。ところが、ここにいわゆる指示権では、業務  
執行命令は出せないでしよう。そこに指揮監督権  
と指示権とは性格的に大きな違いがあるんです  
よ。私は、まあこの問題は非常に苦勞されたこと  
ろですから、これ以上もうあなたのほうでも譲れ  
ないし、私のほうでも譲れないところだから、こ  
れ以上は申し上げませんけれども、とにかくこの

法が法自体として見たときには、非常に問題が出  
てくるということだけは私は注意して、そして納  
得できないということとは、鈴木先生と一緒にしっ  
きりしておきたいと思ひます。

次に、労働関係の問題ですが、今度の改正案に  
よると、九条の十三に、現行法では十四になるわ  
けですが、管理者はその権限の範囲内において組  
合と労働協約を結ぶことができるようになってお  
る。それが今度の改正では、いわゆる「その権限  
の範囲内」においてということが削除されて、「労  
働協約を結ぶこと」ができるということになって  
おるんですね。これはもう、さっきあなたは補助  
機関と言われたけれども、この公営企業の運営そ  
のものについては、明らかに首長の権限を排除し  
て、労働協約を結ぶことについては、執行機関と  
しての立場に立つてこれはやっていると、うふう  
うに私は考えられるのですが、それはどうですか。  
○説明員(鎌田要人君) 「権限の範囲内において」  
というのを削りましたのは、これはある意味にお  
きましては、いままでの規定の表現自身がむしろ  
おかしいのじゃないだろうか。権限外のことでは協  
約が結ぶということは、むしろ論理的に悖理で  
ございまして、当然のことを当然の形に改めた  
にすぎないのでございまして。

○占部秀男君 それではっきりしましたが、そう  
しますと、地方公営企業労働関係法ですね、これの  
七条に「団体交渉の範囲」という項目が出ておりま  
すね。これはもちろん、地方公営企業関係の労働  
組合は、地方公務員法上の職員団体ではないので  
あって、労働組合法上の組合ですから、したがっ  
て労働協約を結ぶことはできるわけですね。そこ  
で、その中に交渉の対象として、すなわち協約を  
結ぶ対象として、一から四まで給与、勤務条件  
についてのこまかい規定があるわけですね。そう  
すると、この規定の労働協約を結ぶ相手方は、組  
合側から言えば、結ぶ相手方としてはこれは管理  
者限りである、管理者限りで独立しているもの  
である、かようにはっきりと今度の改正で明確化  
した、こういう解釈といいますか、考え方でよろ

しゅうございませうか。

○説明員(鎌田要人君) そのとおりでございま  
す。

○占部秀男君 そこで、同じ関係法の地方公企  
法の十条では、従来の条例や規定と相反するよう  
な、あるいは抵触するような協定が行なわれた場  
合には、十日以内に地方議会にかけなくちゃなら  
ぬ、こういうことになっているのですね。ところが、  
地方議会にかけるのは、長がかけなければなら  
ないということになっている。そこに私はズレ  
が出てくると思ふのですが、これは長がかけると  
いうことは、いわゆる議会にかけるといふ事務手  
続上の問題だけであって、長がかけるといふ事務  
手続上の問題は、独立機関じゃないけれども、とにか  
く管理者限りで責任が持てる、その団体協約の  
内容が、そのまま地方議会へかかる。つまり、長は  
その内容を、団体協約の内容、現在の規則あるいは  
協定とズレのあるそういうような内容をそのまま  
かけるんだと、こういうことに解釈をしないと、  
この十条はおかしなことになると思ふのですけれ  
ども、その点はいかがでございませうか。

○説明員(鎌田要人君) そのとおりの解釈でけ  
っこうでございまして。

○占部秀男君 となりますと、今度は再建計画の  
問題と労働関係の問題なんです、今度の改正法  
の七章は、財政再建の問題ですが、ここで財政再  
建計画の策定という中に、この再建計画をつく  
たならば、議会の議決を経て自治大臣に申し出  
て承認を得なければならぬわけですね。その再建計  
画を議会へ出し、あるいは自治大臣に申し出るの  
は、財政再建を行なうとする地方公共団体とい  
うことになる、そうすると、それを出す当該者  
という責任者は長になつておるわけですね。そ  
こで長の考え方と、それから再建計画を策定し  
ておる管理者の考え方とにズレがきた場合に  
は、どういうふうな救済、いわゆる行政指導とい  
いますか、それをするかという問題が私は出てく  
ると思ふ。というのは、一般的な問題は、長の指  
示権があるのですから、いろいろありますけれど

も、事、労働関係になると、この再建計画の中には、いわゆる地方公営企業労働組合の給与、勤務条件、その他の問題点が入ってくるわけですね。率直に言って、先ほど原田さんが言われたように、再建計画の年月を長くするか短くするかによって、合理化の問題、賃金の問題、首切りの問題が出たり出なかったりするわけですね。そこでそういう問題については団体交渉でできる、団体交渉でできたものを、長が出す再建計画で曲げられては、管理者の持つ団体交渉についても当事者能力もなくなるし、さらに労働者の持つ地方公営企業法に規定された交渉権も、これは傷がつけられるわけですね。したがって、そういう点はどういうふうになりますか、その点非常に大事な問題ですから、はっきり、明確にしておいてもらいたい。

○説明員(鎌田要人君) 管理者と組合との間にいて交渉が持たれまして、その結果協約が結ばれて、長が再建計画を立てます場合におきましては、当然これを尊重して計画を立てる、これは当然のことでございます。ただ衆議院におきましては同様の質問がございましたが、そのときにも議論がございましたように、お答えが大臣からもあったわけでございますけれども、公営企業の財政再建というのは、単に管理者だけでできるわけでもございませんし、長、管理者、議会、それから職員、それが一体となって再建をすべきものでございますから、その再建計画の立案と裏表をなしますが、協約はじめ、そういうものについては、やはり職員団体においても高次の立場から積極的に財政再建に協力していただく、そういう立場からの労働協約ということについても成果が反映されるというのを期待する、こういうことになっておられるわけでございます。

○占部秀男君 参事官が言われた労働協約のほうで協力を期待する、それは私もわかるのです。しかしそれは事実行為なんです。そうでしょう、事実行為なんです。この場合の規定を、やはり法というものがそのままだと動くということになると、その点が非常に実は問題で、微妙な点になってく

るのです。だから私は、はっきりとその点を聞きたいのですがね。当該地方団体の議会で議決される再建計画の内容をなす労働関係の、労働条件の問題については、管理者と組合との団交の結果が、整った内容が当然出なくちゃならぬ、事実行為は別ですよ、しかし、法的な扱いとしては当然出なくちゃならぬ、かように私は思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(柴田謙君) 財政再建計画をきめますのは、最終的にはその団体そのものであります。その原案を出すのは、管理者が原案の原案をつくって、長が付議をするということでありまして、したがって、言うならば議会の議決を得られるまで、つまり長が提案して議会の議決が得られるまでの間というのは、やはり実際問題としては事実問題になってしまふ。あとは議会に出てから審議の過程におきまして、いま御指摘のような問題が起こってくる、かように考える次第であります。

○占部秀男君 手続問題に長の場合にはなるといういまのお話で、私は納得いたします。したがって、私は最後に一つだけ聞いましておきたいのです。が、いわば団交が整わないままに再建計画が議会にかかけられるような長の手続のあり方は、まあ普通ならばあり得ない、かように考えるのです。が、ここは急所ですから明確にひとつお答え願いたい。

○政府委員(柴田謙君) やはり、先ほど鎌田君からお答え申し上げましたように、再建を行なうというところにつきましては、地方団体全体が一体となつて、その気になってもらわなければ困る。したがって、その議決を得ました再建計画なるものは、いま御指摘のありましたような問題もすべて片付いた上での話である、かように考えるわけでありまして、また、そのように指導してまいりたい、かように考えております。

○委員(岸田幸雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岸田幸雄君) 速記を起こして。

○加瀬完君 さっきの原田さんの質問の関連になります。適正原価ということがありましたね。原田さんから質問があったかどうか知りませんが、民間企業における適正原価というものと、公営企業における適正原価というものは違うのか同じなのか、どう考えておられるか。

○説明員(近藤隆之君) 考え方としては同じでございます。ただ、公営の場合、公営独占でやっておりますような水道事業におきまして、いわゆる民間の場合で申します利潤、そういうものをどのように見込むかというように別途の問題としてございます。

○加瀬完君 そこで、公営企業というのは、一体どういう性格だと認定しているんですか。

○説明員(近藤隆之君) 公営企業法の第三条に申しておりますように、公共性と経済性と、その二つの柱のもとに地方公共団体が行なう企業でございます。

○加瀬完君 まさにそのとおりでしょうね。そこで、企業採算に合わないけれどもだめだということではないわけですね。公共性という一本の柱もあるわけですから、企業採算に合わないけれども公営企業としては成立しないというものではないでしょう、公営企業というものは。

○説明員(近藤隆之君) 性格の問題として、コストを割る料金を設定するかどうかということは別の問題だろと思う。そのために別に財源措置をする必要があるかどうかという問題だと思います。

○加瀬完君 そうじゃないですよ。公営企業の性格というものが、はっきりしなければ、財源措置をする必要があるかないかということもわからないう、だから公営企業というものはどういう性格だと伺ったわけですね。そうすると、一面の企業性と、一面の公共性があるという、それなら公共性というものを全然ゼロにして、企業性だけで一体いいのか悪いのか、こういう結論が出せるか。

○政府委員(柴田謙君) やはり公営企業というものの根底に沈んでおりますのは、受益者負担――

租税でもってまかなうということではなくて、その公共事業の提供する役務を享受する者が、その受益に応じて払う、費用を負担するのだ、こういうものが公営企業というものを特色づける、一般行政事務と違った態様をなすものではないかというように考えておられるわけでございます。したがって、また、そこに初めて経済性という問題が出てくるであらう。しかし、かと言って、それもやはり住民生活に直結するものでございまして、末端に参りますれば、まさに地方行政そのものであると思うのでございまして、したがって、そこには公共性という問題も出てくる、かように考えておる次第でございます。

○加瀬完君 ですから、ほんとうならこれは企業形態ではなくて、純粹には地方自治体の行政事務としてやらなければならぬもののうちでも、やや企業形態をとらせて、独立採算に移したほうが、比較をした上で便利であるし、合理的でもあるといったものが浮かび出てきて、公営企業というものが出発したわけですね。ですから、公営企業そのものは民間事業と違うわけですから、採算が合うか合わないかというところだけでは、これは全体のけじめをつけるわけにはいかないと思う。やはり公益性というものも考えなきゃならぬというところになると思うわけですね。これらの点、前提がもっと明確になりましょと、結局さっき言ったように、採算性がどうのというところばかりが問題になりますので、これは一つの問題点だと思ひますので……。門司先生いらっしやいましたので、私の質問はとめて、前へ進めますが、こ

こらをしっかりと考えてくれましょと、ちょっと困ると思ひます。

○政府委員(柴田謙君) 大筋としては私もよくわかるのでございまして、またそれをやや切り切り過ぎた感じが、今日まで公営企業というものをいふ人な形に迫り込んだ一つの原因でもあるというように私は考えるわけでございます。したがって、この改正案におきましては、その点を経費の負担区分という形でもって割り切っておる、こ

いうつもりでございます。

○加瀬完君 私はその反対のつもりを持っておりませんが、いずれまた申し上げます。

どうも済みませんでした。鈴木さんどうぞ。

○鈴木壽君 質問に入る前に財政局長に。さっきアロケーションの問題が出ましたね。今後検討していく問題だとしてやっているんだという話ですが、現在までで、何か仙台でどうかという話ですが、そういってさっきお話があったんでありますが、そういう現状で、どういふ具体的な資金の配分なんかをやっておるか、そういう具体的な例をあなたの方幾つかお持ちですか。

○政府委員(柴田護君) 具体的事例といたしましては、仙台の事例を御配付申し上げた資料のとおりでございます。

○鈴木壽君 まあよろしゅうございます。

修正案について二、三お伺いをいたしたいと思ひます。条文の順に従って二、三お聞きしてまいりますから、どうかそのつもりでお聞き取りをいただきます。

第二十二条の二を新しく設けまして、「企業債についての配慮」ということがここにでてまいりましたが、これについてどういふ御意図、どういふお考えでこれを挿入なさったかどうかということとを一つ。

それからこの条文の中に「法令の範囲内において」ということがありますが、「資金事情が許す限り」ということばもありますが、「法令の範囲内において」という、もっと具体的に、たとえば現行法令の中にはこういうふうな法令の、何とあるいは将来こういうふうな法令の、何とあるいは将来、新設まで考えているとかいうようなことがございまして、それを具体的に知らせていただきたい。

それから「資金事情が許す限り」、そういうことばがありますが、資金事情、現在の資金事情、あるいはこれから見通されるいわゆる資金事情というものの、どういう意味がここに含まれておるか、こういうことも、もしお考えでござ

いましてらお話をいただきたい。これが第一点でございます。

○衆議院議員(細谷治嘉君) 二十二条の二は、政府原案にはなかったものでございまして、新しくこの条文を追加修正した、こういうものであります。いまお尋ねの二十二条の二の「法令の範囲内において」とか、あるいはまた「資金事情が許す限り」といふのは、具体的にどういふことか、そういうことは取りきめがあるかと、まあこういう突っ込んだ御質問でございしますが、この条文は単なる飾り条文でなくて、実質的に実があるように特段の配慮をしてほしいということ、そういう点を政府当局のほうも了解をいただいでいてこの条文を入れた、こういうことであります。したがって、「法令の範囲内」とかあるいは「資金事情が許す限り」は、具体的にどういふことかというところまで、具体的に詰めてはおりません。

○鈴木壽君 この第二十二条の二の新設については、よくやっていただいたと私も思ひます。ただその前提に立ちながら、「法令の範囲内において」と、こういうふうなことが一つあるものですから、まあ自身の考えといひますか、あるいは見方といひますか、それを申し上げるならば、現在の法令の範囲内においてもこういうことが十分行なわれる、それがあつて思ひます。こういう条文がなくとも、新しくこういうところに設けられなくともね。にもかかわらず「法令の範囲内において」と、こういうふうなことが出てまいりましたから、何かまた他に積極的にこれからやるのだということ以上に、法令そのものについて何か考え方なり、あるいは新たにこういう法令をつくるのかで、あるいはもうなごうまでお考えなつておられたのかどうかということでございます。

○衆議院議員(細谷治嘉君) 新たに必要な法令をつくるという考えには立っておらないのでございまして、今日の地方公営企業の実態というものは、資金事情の行き詰まりということもありまして、企業債の償還を繰り延べるとか、あるいは借りかえをするとか、あるいは耐用年数の延長とか、そういう問題も含めて、地方公営企業の健全化のために具体的に資するようにならうということ、かなり積極的な意欲をもってこの条文を挿入した、こういうことであります。具体的に、たとえば耐用年数等ということになりますと、現在の法令について若干修正をしなければならぬ、こういうことも起こつてまいりましようけれども、そこまでは突き詰めて結論を出しておられない、こういうことであります。しかし、積極的な意味においてこれをつけ加えた、こういうことであります。

○鈴木壽君 次の点は、第三十八条についてでございますが、三十八条の二項、それから三十八条の三項、政府原案にある特にその三項の場合、政府原案のそれから表現がかなり違つてきております。ことばは、たとえば「生計費」とか、「民間事業の従事者の給与」とか、いろいろなそういうことばは変わつてきておるんですね。表現全体としてかなり変わつてきておるんですね。そこで、このやうになつた御意図、政府原案によれば一体どういふことになるのか。したがって、修正されたこういう文章からはどういふ給与のきめ方ということが出てくるのか。ここら辺についてお考えのあるところをひとつ伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(細谷治嘉君) 三十八条の二項につきましましては、政府原案に「能率が充分に反映」というふうな書いてありますが、これは「考慮」という字句に修正をいたしましたわけですが、「反映」ということになりましたと、客観的な、鏡に映る、こういう意味であります。地方公営企業なんというものは、大体において単年度主義というよりも、ある程度長期的な経理の視野から眺むべきだ、こういうことで、むしろやはり「考慮」とか「反映」という、主観的な客観だということよりも、そういう長期的な観点から企業会計というものを眺めていくべきだ。こういうことから、「反映」よりも「考慮」のほうが適正であらう、こういうことで修正いたしましたわけでございます。

三十八条の三項は、ずいぶん議論がありまして、議論の過程におきましては、たとえば国家公務員の五現業の条文がございしますが、そういうものをそのまま使うのが妥当ではないかと、あるいは電通等の条文もありませんが、そういうものでいくべきではないか、こういうふうな議論もあつたのでありますけれども、議論の結果、この修正をいたしましたわけですが、これは、政府原案によりまして、「生計費並びに同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与を考慮し、かつ、」その上に、「当該地方公営企業の経営の状況を考慮して」きめる、こういうことになりまして、結果としては、経営の状況というものの、しかも、これはまあどうも原案というのは単年度主義にものごとを見ているようでありまして、非常に固いワタを印象づけるのではないかと。言つてみますと、すべてが「経営の状況」ということで決定されていくのじゃないか、こういう心配もありますので、いろいろの要素があるわけでありまして、けれども、「生計費」あるいは「同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員」、「民間事業の従事者の給与」とか、「地方公営企業の経営の状況その他の事情」、こういうふうな並列的に考慮すべき要件というものを並べていこう、こういうことで修正をいたしました、こういうことでございまして。

○鈴木壽君 政府原案では、特にこの三項のころの「当該地方公営企業の経営の状況を考慮して」と、しかも、その上に「かつ、当該」ということばを入れて非常に強がつた印象を受けますね。まあ、これは修正になつてしまつたから、提案者に、さきの政府原案のほうをいまさら聞いてもどういふかと思ひますからやめますが、相当こころでは「経営の状況」そのものが重く見られておるといふやうな印象を受けますが、そうではないに、そういうことをやはり皆さんのほうでお考えになつて、もちろんそういう「経営の状況」というものも勘案をしなきゃならぬけれどもというふうなことで、さっきお話しになつたように、また、この文章

にあらわれているように、並列的に並べて「その他の事情」というものも加えてやったんだと、こういうふうな理解してよろしゅうございすか。

○衆議院議員(細谷治嘉君) そういう理解に立って修正をいたした、こう私は理解しております。

○鈴木壽君 自治省のほうへお聞きしたいと思いますが、いまお聞きだと思ひますが、おそろこの政府原案の提案者の側からしますと、当初考えておいた意図、これは大体かなり薄められたような気がしますが、率直に申しまして、それはしかし、いま御説明があったようなことで、こういうふうな修正が行なわれたんですから、それに従つてのこれからのいろいろ指導なり運営なりというものを考えていくという、こういうことについては御異議ないと思ひますが、いかがです。

○政府委員(柴田護君) 本法案が成立いたしますれば、この修正条文を含めまして法案の趣旨に従つて運用してまいるつもりでございます。

○鈴木壽君 では四十三条の点でちょっとお伺いをいたします。これは実はさつきほかの委員の方から政府当局に対しての質問の中にもありまして、おおむね政府当局の考え方は明らかになりましたが、四十三条の二項を削って、三項を二項としてありますが、この削除ということについては別にお聞きませんが、新たに二項となつた項目の中に、「おおむね五年度以内」とあるのが「七年」と、こういうふうになりましたね。端的に私がお聞きしますが、今度の企業赤字、相当膨大なものをかかえている団体があるわけなんでありまして、この「おおむね七年」と原案の「五年」と「七年」としまして、「おおむね」ですからどの程度の幅があるのか、ちょっとこれはいまにわかにいかなと思ひますが、七年やそこらではとてもじゃないが計画も何も立たないというふうなところじゃありませんか。かつて地方財政再建促進の特別措置法ができて、あれによって再建計画を立てた場合は、あの法律には、「おおむね七年」というふうになっておりますが、実際は十年以上長い期間にわたつての再建期間を計画しなきゃな

らなかつた団体が幾つもありましたが、修正をなさつた方々としては、ああいう事態もあり得るのだというのを予想されておられるかどうかです。その点、単に「五年」を「七年」にした、二年ぐらひの上げ下げだとか、こういうふうにお考えになつてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(細谷治嘉君) 政府原案は「おおむね五年」ということでありますが、同時に審議いたしました社会党の案は「十五年」になつております。指定市等からの陳情等は十年程度と、いろいろな意見もあつたわけで、そういう意見も参考にして検討をいたしました結果は、それでは一般会計における財政再建特別措置法の「おおむね七年」という運用はどうなつていくかということをおおむねに聞いていただきましたところ、「おおむね七年」というものは、文字どおり「おおむね」であつて、赤字の額によつては十年以上とこの間も御指摘のようにあるわけで、十年とか十二年とかあるわけでありまして、その赤字の額等を考慮して一般会計の財政再建特別措置法の運用と同じような形でやつてまいりたい、こういう自治省からのお答えもありましたので、一般会計の「おおむね七年」ということで修正しよう、その運用にあつては財政再建特別措置法と同様にひとつ運用すべきだと、こういう確認を立てて「五年」を「七年」に修正をいたしました、こういうことであります。

○鈴木壽君 お話わかりました。そうしますと、いまの「おおむね七年」といういふ再建計画の立て方、これと四十六条の再建債の償還のやつ、これはまあ一致しておりますね。この場合でも、これは当然のことだと思ひますが、再建計画が十年以上というふうな、かりに十年なら十年としましうか、その場合の再建債の償還も等しく十年というふうな当然なところと思ひますが、それはそういうふうな御了解と考えてよろしゅうございすか。これはひとつ自治省にもちょっと聞きましようか。切り離せない問題

だと思ひますが、両方からひとつ。

○衆議院議員(細谷治嘉君) そういうことであります。

○鈴木壽君 自治省のほうでもそれは……。

○政府委員(柴田護君) 私どももそのように了解いたしております。

○鈴木壽君 それから、四十七条の財政再建債の利子補給のほうであります。政府原案では、「年六分五厘をこえるものにつき」とあるのが、今度は「三分五厘をこえるものにつき」、「年一分五厘の定率を乗じて云々」というのを、「年四分五厘の定率を乗じて得た額を限度として」と、こういうふうになつてゐる。あとのほうの「利率の定率を年六分五厘」とあるのを、「三分五厘」とする、こういうことになりましたが、そこに、「政令で定める基準により」ということが入りましたので、そこで、これは立案者の修正の立場に立つておやりになつた方々は、「政令で定める基準」といふものを、一体内容的にどういうことを政令で定め、基準として示そうというふうにお考えになつておられたか。それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(細谷治嘉君) 原案には、「政令で定める基準により」という字句はなかつたのでありますけれども、利子の補給の幅を修正いたします際に、財政再建特別措置法と同様に、「政令で定める基準により」と、こういうものを入れよう、こういうことになつたわけで、それでは「政令で定める基準」といふのはどういふのかということになるわけでありまして、一般会計の場合には、税収入とそれから赤字額の比率と、こういうものを基準にいたしました補給の額が算出されておつたわけですから、この場合も、いわゆる収益、営業収入にすべきか、料金収入に基礎を置くべきか。それとも、赤字の比率と、こういうようなことが基礎になつて、一般会計と同じような形で、そしてこの公営企業ということも考慮して基準をきめるべきである、こういう考え方に立つております。そういう考え方が一つ。

それから、政令ということになりますと、一体もらうものがどうなるのかということも心配なわけでございますから、一体自治省としてはどの程度の利子補給になるか。たとえば、自治省が考えておる——結論は出しておらなかつたのでありますが、考えておるところによると、どのくらいのもことになるか。まあ、おおよそ六百億程度の再建債というものが発行されるだろう、そういう場合には、おおよそ利子補給の額というのは二十億程度になるのではないかと、こういう見通しでございす。平たく六百億といたしまして、幅が四分五厘ということになりますと、二十七、八億になるかと思ひますが、むろん八分の利子じやなくて、七分ちょっとぐらいで借りておるところもあるわけでありまして、政令によつてある程度圧縮を受けまうから、そういうことで二十億程度だと、こういう見込みのようでありまう。

それからもう一つの点は、大きな指定市等に赤字が多いわけでありまして、そういうところになりの利子補給の額というものは大部分食われて、小さな地方公営企業というものはあまり恩典にあらずからぬじゃないかという心配もあるわけでありまして、そういうアンバランスが起らないような配慮もして政令をきめてもらわなきゃならぬ、こういうことを修正者としては確認をいたしまして、そういう条件のもとでこの「政令で定める基準により」といふ字句を入れると、こういうことになつたわけなんです。

なお、この問題について私のお答えが足りないかもしれないから、なお質問がありまうから、その段階における私のほうの知つてゐる点がありましたら、追加をいたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 すると、いまお話しなされたことかからしますと、こういふようなことについて注意しながら政令を出せ、こういふことで、細部の点については——細部といひますか、つまり、いろいろ具体的な問題については自治省にゆだねてあると、こういう形と了解してよろしゅうございすか。

○衆議院議員(細谷治嘉君) いま申し上げたようなポイントと条件としていいますか、そういう確認の上に立ってこういう字句を入れた。したがって、政令でありますから、細部の問題、たとえば料金収入というのを基礎にするのか、どういうか、この中で基準を求めるかという問題については、さらに作業をした上で、自治省できまされた確認のポイントを十分織り込んで政令をきめていく、こういうふうに理解しております。

○鈴木壽君 実は私、この「政令で定める基準により」という字句が入ったことによって、率直に言って、心配な点があるのです。率直に言って、今度の修正の段階で、いろいろ新聞等にも内容の一部については報道になっておたり何かしてあります。政府原案では、年六分五厘以上のものについて一分五厘を限度として利子補給をするんだというのを、六分五厘を三分五厘にした、これはありがたいという、率直に言ってです。これは赤字を持っておる団体は特にそういう気持ちを持っておったと思うのです。私も、そういうふうになることについては非常にけっこうなことだと思っておりますが、さて成文された、この修正された文章を見ますと、さっきも言ったように「政令で定める基準により」というのが入っているから私ははっと思ったのです。というのは、前の再建団体の再建整備促進法の中にやはり同じようなことが入って、「政令で定める基準」という、その基準のつくり方ですね、当初ああいうことになると予想しておらなくて利子補給を求めておった団体がずいぶんあったのです。いざ政令が出てこういうふうになるんだといった場合に、せっかく三分も三分五厘ももらえてしまったのにさっぱり来ないじゃないかという団体が幾つもあったのです。おまえのところは財政力、財政力というところは少し悪いのですが、税金収入がこんなにあるからというように意識があらわれます。利子補給をしてもらえらると思つてい

てストリートに三分五厘をこす分についてはもらえるんだという期待があったと思うのです。ところが、この「政令で定める基準により」ということは、前の再建促進の特別措置にあるあれのようなものができていることによって、おや、せっかく期待をして喜んだのだけれども、これはだめだぞというような率直な声が出てくるのではないかと私は思うのです。そこで、私がさっきお尋ねをしたのは、この政令というものは一体どういう程度に定めることを皆さんの側で態度としておきめになっており、それに基づいてどういう作業が行なわれておるのか、できれば私は、自治省で考えておる、あなたの方のそれによってつくりました政令のいま案を御提示を願いたいと思っております。そこで、調整上いろいろなこと政令で定めることも基準を定めることも必要だとは、そういうことを挿入することはやむを得なかったとは思いますが、それにしてもこの前にしばしば申し上げましたが、再建団体のああいうものをきっちりこうやられるという、非常に私は期待にそむく結果が出てくるんじゃないか。おまえのところは赤字が小さいじゃないかというところで、ほとんどの利子補給がもらえないという団体が出てきます。あるいは一分程度しか出てこないというのがあるんじゃないかというような心配も持つわけなんです。ところが、そこら辺ですね、さっきおっしゃった、こういう、何といひますかね、条件といひますか、こういうことだけはきちっと守るといふようなことが明確になって示されているとすれば、もう一度ひとつその点を御確認願うような形の御答弁がほしいと思う。

○衆議院議員(細谷治嘉君) この問題に関して修正段階で確認された点、一二、落としておりましたからつけ加えたいと思うのですが、一つは、政令を出す段階で、おそらく都道府県、市、町村は除きまして、市は政令で七分五厘と、法律は八分というところになっておりますが、七分五厘と、こういうことに政令はいたしたい。しかし、その

場合ですね、自治省なり大蔵省においては、市以上のところが七分五厘以上の利子にならないように、変える場合にはそういうことで処置していくと、こういう確認の上に立って市以上の場合には、市あるいは都道府県段階では政令で七分五厘の頭打ちと、こういうことになるというのが一点ありました。

それから、これは運用の問題であります。予算の範囲内で」という問題と、「政令で定める基準」と、予算がきまったら、もう適当にその予算の枠内に押しつけるようにするかどうかということではなくて、定められた政令の基準に基づいて予算をはき出す、こういうふうな確認もなされております。いまの御質問の点について、まあ一般会計の政令については手を加える必要があるのではないかと、これが鈴木先生の御意見のようでございます。大体一般会計の政令、取り上げる要素は税収ということが一般会計でありますけれども、この場合には営業収入になるのか、料金になるのかこれはわかりませんけれども、大体の一般会計に基づいて、一般会計の政令に基づいていくと、こういうふうな確認されております。まあ、地方公営企業に非常に大きな利子補給があつて、そういう点について弱小の地方公営企業は不利になるのではないかと、こういう心配の意見もあつたわけでありまして、そういう点を一般会計の改めると、こういう確認は修正の段階ではいたしておらぬと、こういうふうな記憶しております。

○鈴木壽君 あれですか、修正なさった方々の立場としては、さらにあれですか、政令の内容等について話し合いをしてみなければならぬというふうにお考えになっておられますか、その点は。

○衆議院議員(細谷治嘉君) むろん政令の内容について私は私どものほうでも十分な関心を持っておりまして、その政令はどうかなるのか確認しなければ法律通せぬぞというふうな形ではやつたおりませんので、先ほど来申し上げました幾つかの確認された点、これを前提としてその政令の基

準の内容なり、運用等にあたつては政府当局に一任すると、こういうかっこうになっておるわけですね。

○鈴木壽君 もちろん、政令を出すのは、これは政府のそれなんでしょうから、それを一々最終的なもので、この法案の通る前の段階においてきめて、これだから法案を通さないとか何とかといふことでやるべきでないことは私もわかつております。これはやはりもう少し政令の出る段階までの間に、あなたの方がおやりになった、おつけになった条件といひますか、注文といひますか、意図ですね、これがあらわれているかどうかといふことの確かめ方だけは、これは私はやっていただきたいと思うのですがね。おそらくこれは当初修正なさろうとした御意図の中には、たとえば六分五厘を三分五厘にするとかというふうな問題の際には、この政令云々といふことはお考えになっておらなかつたのではなかつたかと思つてます。政府原案の六分五厘以上、一分五厘を持つというのはいけなないので、もう少し政府の持つ補給の率を大きくしようという、こういう御意図であつたと思つてます。ところが、場合によつては、こういうことでどういふふうになりますかまだわからない段階で変なことを言つては悪いですが、何か心配し過ぎるような感を受けるかも知れませんが、私は、かえつて政府原案よりも少なくもらう団体が出てくるんではなかつたかといふことまで思つてます。まあこれはどういふふうになるか。そこで、いま言ったようなことなんです、政府の自治省のほうにひとつ政令案のいま考えているところをお示しいただきたいと思つてます。

○政府委員(柴田護君) 現在大蔵省当局と具体的に話を進めておりますが、先ほど細谷先生からお話のありました線でこの修正が行なわれまふ際におきましては、大蔵省と事務的に話については、あるいは具体的な形での具体的な文書作業なり、あるいは具体的にどれくらいになるかといふような金額を検討し作業を進めているのが現在の段階であります。したがって、ある一定の再建期間

が非常に短くなりそうな団体、そういう団体につきましては、一般会計の場合でもそうでありまして、六分五厘以上ということになるわけでありまして、その他赤字の額が非常に多いございまして、再建期間が長引いていくに従ってその限度が下がってくる。自動的に下がってくる。それは先生御承知のように、一般会計の場合でも同じであります。比較すべきもの、料金収入を赤字にするか、あるいは営業収入を赤字にするかという問題は、なお現在検討中でございます。しかし、非常に大きな赤字の団体につきましては、もちろん三分五厘までいく、こういうことにならうかと現在では予想されます。

○鈴木壽君 あれですか、大体こういうようにしたいという案がまだできておらないということなんでしょうか。

○政府委員(柴田護君) 自治省自身では、大体のやり方は、御承知の一般会計のやり方と同じやり方をとっております。ただその場合は、上と下との分母と分子の関係は、片一方は赤字であります。分子が赤字でありまして、分母が料金にするか営業収益にするかという問題が問題として残されている、こういうことであります。

○鈴木壽君 この前——この前と言つては悪いけれども、財政再建促進特別措置法でのとられたあれは、分子のほうはもちろん赤字額でございますが、分母のほうは道府県の場合には県民税とそれから事業税ですね。これの二割というものを分母になさいましたね。それから、市町村の場合には市町村民税と固定資産税ですか、これのやはり二割と、こういうものを分母になさった。今度は分母にするやつが料金収入の何割ということになるか、あるいは営業収益の何割になるかということとはまだはっきりしておらないということなんです。が、これもはっきりしておらないのにならうのこの言のうのおかしいのですが、いろいろやっぱり考えてみなければいけない問題があると思ひまして私は言うのですが、それから、そのうちの何割をもって分母にするのか。それによつてさ

きの適用される率が変わってきますね。はたして料金収入のかりに二割なら一割、二割なら二割、二割をもってこの赤字を何年間で解消していくことができるかというような考え方に立つてやる場合、その二割であるのか、一割であるのか、五分であるのか。あるいは五分をもつてするの。これは企業にとつて相当大きな問題です。収入の二割をもつて償還に充てるような計画を立てる。その場合の一体企業の受ける、何と言いますか、いろいろの運営のしかた、これは非常に違つてくると思うのです。一割でやる場合、場合によつては五分か三分でやるもたいたというところもあると思うのです。これはわ

がまま言つては際限ありませんけれどもね。そういう率の定め方においても非常に私はいく回、赤字再建という問題の場合、単なる赤字再建だけではない、一体企業がどうこれから健全にやつていくのかという、そういう目安でもつてやらない限り、非常に私は困る問題が出てくると思うわけですね。ですから、そういう点で非常に大事な問題だと思ひますから、これはひとつこの問題に關しては修正された方々のさつき申されました意向なり条件——まあ条件ということばは少し悪いけれども、そういうことを十分生かされるような形でやつてもらわなければ、単にこれは政令の公布ことでやられては私は困ると思う、この問題に關する限り。こういう修正をしたのですから、修正者の意図によつて私はそういう内容がきまつてこなければならぬと思うから、その点をひとつ私は注文しておきたいと思ひますが、修正者の方もそれから自治省の方もそれに対する考え方をさらにもう一つお聞きしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(細谷治嘉君) まあ修正したわけでありまして、修正の趣旨が十分生かされるように、先ほど申し上げましたこの問題についてのポイントがあるわけでありまして、そういうポイントを十分生かして修正の趣旨がほんとうに生きるように私どもとしても政令には十分な注意

と関心を持つておると、こういうことであります。

○政府委員(柴田護君) 先ほど細谷先生からお話がありましたような修正の線に沿つて政令案を検討し、成案を得たいと思ひております。

○鈴木壽君 この前の、何べんも出して長くなつて恐縮でございますが、財政再建特別措置法によつての、三十一年のあれによつてのやつを見ますと、たとえばさつき言つたような分子と分母の關係で数値が出てくる。道府県と市町村に分けて、数値の出方によつて、三未滿のものはどうする、三以上のものはどうする、こうやつていつて、三未滿の場合、實際は利子補給をしてもらわなければいけないが、全然出てこないという例があるのです。だから、そういうことでは、今回、いわゆる企業の再建を考えるために、その赤字を一体どう処理していくかということを考える場合のやつとしては、私はうまくないと思ひます。ですから私は、できれば政令で定める基準な

んという、あとで何となるのかかわらないような、これではちよつと心配であります。まあしかし、このとおりやるにしても、その点はやはり十分考へていただきたいと思ひます。具体的な例があるのです。もうなつてくると、政府原案で言つてもらつたほうが、一分五厘もらえるという団体も、やれ一分になつた、あるいはもつと、なおもらえないというやうな、私は具体的な企業の赤字なんかつかんでいませんから、言うことが抽象的な話になるけれども、實際に当たつてみればそんなことはないかもしれぬ。しかし、数字から出てくるものからしますと、そういうことが出てくるのです。そういう可能性のある数字を使つておられるのですから、この場合は、それで、実際にそういう団体がある。ですから、この点には、私、うるさいやうでありますけれども、いままのお客えに十分信頼をしておきますし、ぜひ、修正なさつた立場においても、そういうことに御留意いただきたい。できれば、もしこれに賛成する

とすれば、賛成の立場においても、われわれの意

見もよく聞いてもらいたいと思ひます。まあ、それはつけ足りでございますから。

私の一応修正者に対するお尋ねはこの程度にしておきます。

○松澤兼人君 修正者についてだけ聞いておきたいと思ひますが、何か、大蔵大臣と話をされて、これを修正することに大蔵大臣も同意を与えたという話であります。この点は月曜日にまた鈴木君から大蔵大臣に対して最後の質問をされ、その意見を聞くことに予定をしてゐるわけでありまして、その修正者が、大蔵大臣に話をつけていつたときには、「政令に定める基準により、」ということばが入つていたのです。あるいは、大蔵大臣に、大蔵大臣はよろしいというところで、その後法律のいいから考へてみて、どうしても「政令で定める基準」というものを入れなければいけないというところで、入つたのですか。その辺はどうですか。

○衆議院議員(細谷治嘉君) 修正の話し合いをする際に、財政再建特別措置法という一般会計に適用した法律がありますから、政府原案は、それと違つておりますから、大体財政再建特別措置法にならつていくのが妥当ではないか、こういう考へ方が前提としてあつた、こういうふうな申し上げてよろしいかと思ひます。修正を煮詰めていく段階におきまして、いまの金利の突情からいつて、一般会計の場合は八分五厘ということに頭打ちがなつてゐるわけでありまして、最終的には八分となつたわけでありまして、その間、七分五厘程度が妥当ではないかというやうな意見も出ましたし、いろいろな経緯を経まして最終的に大蔵省と合意したといひますが、一般会計、先ほど申し上げた財政再建特別措置法にならつていくというたてまえ、そういうことから、最終的にこの字句が原案につけ加えられた、こういういきさつになつております。

○松澤兼人君 その際、あれですか、大蔵大臣なり大蔵当局との話し合いで、総ワタ原資どの程度ならばよろしいとかいうやうな話はあつたので

すか。

○衆議院議員(細谷治嘉君) この問題については、事務段階における折衝というのかなり行なわれたと記憶しております。そういう事務段階の折衝を経まして、先ほども申し上げました若干の経過も含めてこういう結論になった、こういうことであります。御質問の的確にお答えできておらぬと思ひますけれども……。

○松澤兼人君 もう一つ、自治省にお伺いするのですが、その大蔵省との話し合いで、総務省原資の程度の範囲内で政令をつくるようにとか、つくってくれとかいうような話はあったのですか。

○政府委員(柴田護君) 私どもが、衆議院の地方行政委員会の理事の方々から、大蔵省の意向を打診をしてみたいという話が非公式にありまして、打診をいたしました場合におきましては、さような話はございません。また、大蔵大臣との話し合いは、主として与党の委員の方々がやられたのでございませうけれども、その際にそういう話があったとは聞いておりません。それから、そのとき大蔵大臣との話し合いの中には、政令の問題は、基準といひますか、一般会計に準ずるといひ話し合いは出ておったようでございます。

○鈴木壽君 すみませんが、さっきお聞きしたことの中で、一つ気になることがございましたので……。都道府県や指定都市あるいは指定都市以外の市に、利率の八分を七分五厘にという話がございましたね。したがって、金を借りるときは、大蔵省や自治省が、七分五厘で借りられるようにする。それは実際の運営では借りるようになるなり、借りることができるような心配をなさることには当然でしょうが、法律で八分とすることによって、政府で都道府県は七分五厘だぞというふうなきめ方をする意味であれば、これは私ちょっとおかしいと思うのですかね。そういうことでございましたか。ちょっと私、その点に触れようと思つておつて、お尋ねをしなかつたのですけれども。

そうしますと、八分のもを七分五厘といひ

て、あるいはいろいろな数値が出てきて、先ほどの算式から数値が出てきて、その率を八分からマイナスしていつて、この団体にはこれだけの補給をする、こうやるべきものを、七分五厘からというふうなことになるものと、補給の率が今度変わってくるのです。少なくとも五厘ずつ変わってきますね。それを私は、どうせ実際の具体の適用の場合では、実際の利率は必ずしも八分じゃありませんから、七分五厘にも七分三厘にも、それから出てきた数値をそれから引いていくのですから、実際問題としてたいした心配ないと思ひますが、ただ、いまの法律では八分というふうにしておいて、政令では、いや、都道府県なり大都市は七分五厘までだぞというふうなきめ方をする政令それ自体に、ちょっと私納得できないものがあるのですが、そういうことはやはりやるつもりなんですか。

○政府委員(柴田護君) これは、私どもはこういうぐあいに聞いております。荒筋は細谷先生からお話があったとおりでございますが、なぜ、それでは市以上は七分五厘にするか。実際、今日の金融情勢では七分五厘から上のものはこういう市には借りるものはありません。町村に参りますと、金融機関等の情勢でそうはいかぬ場合が出てくる。そこで、本来七分五厘ということにしてもらえぬかといったような話がいろいろあったけれども、団体によつてはそうはいかぬじゃないかといったようなことから、それでは市以上は七分五厘以上に一応しよう。しかし、七分五厘の場合でも、それでも借りられない場合があるんじゃないか。借りられない場合は借りられるように政府として責任を持つて当然努力する。それから、それ以上幾ら上に上げましても金融機関をもうけさすだけであります。したがつて、そういうことは無意味じゃないかというのが大蔵大臣の御主張であつたわけでありませう。政令の段階におきまして、両方の団体別にそれを区分けするということとは別段差しかえない、法律的には差しかえないと、かように考えております。

○鈴木壽君 きょうはこれでよろしゅうございませう。

○委員長(岸田幸雄君) 本案に対する本日の審査は、この程度にいたします。次回は、六月二十七日午前十時開会の予定でございます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

六月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は六月二十一日)

一、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

昭和四十一年七月一日印刷

昭和四十一年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局